

(別紙1) 当事者目録

省 略



## (別紙2) 略称一覧表

### 第1 当事者等の略称

- 1 1審原告らを当審判決中で個別に表記するときには、原則として、第1事件原告番号1の[ ]であれば、1審原告1-1[ ]と、第2事件原告番号3の[ ]であれば、1審原告2-3[ ]のように略称して表記する。

ただし、例外的に1審原告(被災者)らをフルネームで記載したり、逆に、原告番号のみで表記したりしている箇所もある。

- 2 建設作業従事者であった1審原告及び建設作業従事者であったが、既に他界した者をまとめて「被災者」ないし「被災者ら」という。

また、被災者である1審原告(生存原告)及び他界した被災者とを併せて「原告等」ということがある。

- 3 1審被告企業ら(旧商号の会社及び被承継人である会社をいずれも含む。)を当審判決本文中で個別に表記するときには、「株式会社」の記載は省略する。

なお、本文中で、株式会社名を記載する場合も、1審被告企業らと同様、「株式会社」の記載は省略する。

### 第2 法令・条約等

#### 1 労働関係法令

- (1) 旧労基法 昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労基法 昭和47年法律第57号による改正後の労働基準法
- (3) 旧安衛則 労働安全衛生規則(昭和22年労働省令第9号)
- (4) けい特法 けい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法(昭和30年法律第91号)
- (5) じん肺法 じん肺法(昭和35年法律第30号。ただし、昭和52年改正前のじん肺法を「旧じん肺法」ということもある。)

- (6) 旧特化則 特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）
- (7) 安衛法 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (8) 安衛令 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- (9) 安衛則 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- (10) 特化則 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）
- (11) 昭和50年改正安衛令 昭和50年政令第4号による改正後の労働安全衛生法施行令
- (12) 昭和50年改正特化則 昭和50年労働省令第26号による改正後の特定化学物質等障害予防規則
- (13) 平成7年改正安衛令 平成7年政令第9号による改正後の労働安全衛生法施行令
- (14) 平成7年改正安衛則 平成7年労働省令第3号による改正後の労働安全衛生規則
- (15) 平成7年改正特化則 平成7年労働省令第3号による改正後の特定化学物質等障害予防規則
- (16) 平成15年改正安衛令 平成15年政令第457号による改正後の労働安全衛生法施行令
- (17) 平成18年改正安衛令 平成18年政令第257号による改正後の労働安全衛生法施行令
- (18) 石綿則 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- (19) 粉じん則 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- (20) 石綿健康被害救済法 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
- (21) 労災保険法 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (22) 昭和40年改正労災保険法 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）

(23) 建設工事従事者安全健康確保推進法 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年法律第111号)

## 2 建築関係法令

(1) 建基法 建築基準法 (昭和25年法律第201号)

(2) 建基令 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)

(3) 昭和34年改正建基令 昭和34年政令第344号による改正後の建築基準法施行令

(4) 昭和39年改正建基令 昭和39年政令第4号による改正後の建築基準法施行令

(5) 昭和45年改正建基法 昭和45年法律第109号による改正後の建築基準法

(6) 昭和45年改正建基令 昭和45年政令第333号による改正後の建築基準法施行令

(7) 平成4年改正建基法 平成4年法律第82号による改正後の建築基準法

(8) 平成5年改正建基令 平成5年政令第170号による改正後の建築基準法施行令

(9) 平成10年改正建基法 平成10年法律第100号による改正後の建築基準法

## 3 通達等

(1) 昭和31年通達 昭和31年5月18日付け基発第308号「特殊健康診断指導指針について」

(2) 昭和46年通達 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則について」

(3) 昭和46年告示 昭和46年労働省告示第27号

(4) 昭和48年通達 「特定化学物質等予防規則に係る有害物質 (石綿およびコールタール) の作業環境気中濃度の測定について」 (昭和48年基発第4

07号)

- (5) 昭和50年特化則改正通達 昭和50年10月1日付け基発第573号  
「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」
- (6) 昭和50年表示方法通達 昭和50年基発第170号「労働安全衛生法第  
57条に基づく表示の具体的記載方法について」
- (7) 昭和51年通達 昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じん  
による健康障害予防対策の推進について」
- (8) 昭和61年通達 昭和61年9月6日付け基安発第34号の2「建築物の  
解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等につい  
て」
- (9) 昭和63年通達 昭和63年3月30日付け基発第200号「石綿除去作  
業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じんばく露  
防止対策の推進について」
- (10) 平成4年通達 平成4年1月1日付け基発第1号「石綿含有建築材料の施  
工作業における石綿粉じんばく露防止対策の推進について」
- (11) 平成7年通達 平成7年2月20日付け基発第76号「労働安全衛生法施  
行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予  
防規則の一部を改正する省令の施行について」
- (12) 石綿認定基準 平成24年基発第0329第2号「石綿による疾病の認定  
基準について」

#### 4 その他

- (1) 国賠法 国家賠償法（昭和22年法律第125号）
- (2) 職業がん条約 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及  
び管理に関する条約（第139号）
- (3) 石綿条約 昭和61年に採択された石綿の使用における安全に関する条約  
（第162号）

### 第3 団体名

#### 1 省庁

- (1) 厚生労働省 厚労省
- (2) 国土交通省 国交省
- (3) 通商産業省 通産省
- (4) 経済産業省 経産省

#### 2 その他

- (1) WHO World Health Organization (世界保健機関)
- (2) ILO International Labour Organization (国際労働機関)
- (3) IARC International Agency for Research on Cancer (国際がん研究機関)
- (4) UICC 国際対がん連合
- (5) 日本石綿協会 社団法人日本石綿協会
- (6) AIA 国際アスベスト協会
- (7) ACGIH 米国労働衛生専門官会議

### 第4 人名

#### 1 海外の人名

海外の人名は、原則として、原語ではなく、カタカナで表記する。ただし、例外的に人名を原語で表記することがある。

#### 2 我が国の人名

- (1) 宝来 宝来善次
- (2) 瀬良 瀬良好澄
- (3) 吉見 吉見正二
- (4) 久永 久永直見

(5) 海老原 海老原勇

(6) [REDACTED]

(7) 東 東敏昭

(8) 奥 奥重治

(9) [REDACTED]

(10) [REDACTED]

(11) [REDACTED]

## 第5 国際会議

- 1 ニューヨーク国際会議 1964年(昭和39年)10月19日から同月21日にかけて、ニューヨーク科学アカデミーの主催で、開催された「アスベストの生物学的影響」と題する国際会議
- 2 UICCワーキンググループ ニューヨーク国際会議に引き続いてニューヨークで開催された「アスベストとがんに関するワーキンググループ」
- 3 IARCリヨン会議 1972年(昭和47年)10月5日と6日に、フランスのリヨンで開催されたIARCの「アスベストの生物学的影響に関する作業会議」1 UICCワーキンググループ ニューヨーク国際会議に引き続いてニューヨークで開催された「アスベストとがんに関するワーキンググループ」

## 第6 石綿の医学的調査, 研究, 報告等

### 1 海外

- (1) ドール報告 ドールによる、1955年(昭和30年)のアスベスト労働者の肺がん死亡率に関する研究報告
- (2) ブラウン・トルアン報告 ブラウンとトルアンが1958年(昭和33年)に報告した石綿鉱山労働者の肺がん死亡率についての疫学的研究
- (3) ワグナー報告 1960年(昭和35年)に報告した胸膜中皮腫の症例集積研究
- (4) UICC報告と勧告 昭和40年に報告された「アスベストとがんに関する



るワーキンググループの報告と勧告」

- (5) IARC報告 IARCリヨン会議に基づいて作成された「IARC Director (国際がん研究機関長) に対する石綿癌諮問委員会の報告」
- (6) IARCモノグラフ IARCが1973年(昭和48年)に発行した、石綿の人に対する発がんリスクを評価したモノグラフ
- (7) 職業曝露限界 WHOが1989年(平成元年)に報告した「石綿の職業ばく露限界」

## 2 我が国

- (1) 保険院調査 保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所長であった助川浩らが、昭和12年から昭和15年にかけて行った、大阪府泉南郡等に所在する石綿工場従業員の石綿肺の臨床等の調査研究
- (2) 昭和15年保険院報告 上記研究の最終報告書(「アスベスト工場における石綿肺の発生状況に関する調査研究」)
- (3) 昭和53年報告書 昭和53年に労働基準局長宛に提出された「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」

## 第7 石綿の飛散性や石綿含有建材の取扱い方法等に関する調査・報告・研究等

- 1 昭和54年AIA勧告 国際アスベスト協会(AIA)が発した石綿セメント製品取扱いに対する勧告
- 2 昭和62年東ら測定結果 昭和62年に東らが実施した一般家屋壁材施工時の発塵状況調査結果
- 3 平成9年作業マニュアル 建設業労働災害防止協会が平成4年に発行した「改訂石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル」の平成9年改訂版
- 4 平成8年度建築物解体調査報告書 「平成8年度環境庁委託業務 建築物解体に伴うアスベスト飛散防止対策に係る調査報告書(平成9年3月 株式会社富士総合研究所)」
- 5 平成18年手引 東京労働安全衛生センター事務局長らによって構成される

石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会が平成18年に発行した「石綿ばく露歴把握のための手引」

- 6 平成19年版建材の解体等に伴う飛散等検討報告 「アスベスト含有建材の解体等に伴うアスベストの飛散並びにその防止技術の検討（平成19年版神奈川県環境科学センター研究報告第30号）」

## 第8 その他

- 1 国交省データベース 国交省と経産省が、我が国で製造又は販売されてきた石綿含有建材の調査を行い、製造企業や製造期間等をインターネット上で公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」
- 2 J I S 日本工業規格
- 3 労災保険給付等 労災保険法に基づく休業補償給付や遺族補償給付等、又は石綿健康被害救済法による救済給付や特別遺族給付金等
- 4 労災保険特別加入制度 昭和40年改正労災保険法で導入された制度で、労働者ではない者のうち、労働者に準じて保護するのがふさわしい一定の範囲の者について、特に労災保険の加入を認め、労災保険による保護を図ろうとする制度
- 5 一人親方等 一人親方（労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者）又は事業主（個人事業主）
- 6 直接取扱い建材 国交省データベースの掲載情報等を基礎として、被災者らが建設作業に従事する際、被災者らの職種に応じて、直接に取り扱い、そのため石綿粉じんへ曝露し、結果発生に強く寄与したことが推認されると1審原告らが主張する石綿含有建材
- 7 主要曝露建材 上記「直接取扱い建材」のうち、被災者らの職種ごとに、その職種において想定される作業内容と石綿粉じんへの曝露態様を踏まえて、当該職種の建設作業従事者の石綿関連疾患発症の主要な原因となったと1審原告らが主張する石綿含有建材

以上

(別紙3-1) 増額変更される1審原告ら一覧表

以下、1審原告らの原告番号のみで示す。

1審原告1-1, 1-3, 1-4, 1-7, 1-9, 1-10, 1-12, 1-13, 1-14, 1-21, 1-22, 1-24, 1-25, 1-29, 1-33, 1-34-1, 1-34-2, 1-35, 1-37, 1-38, 1-39, 1-40, 1-41, 1-42, 1-44-1, 1-44-2, 1-44-3, 1-45, 1-46, 1-47, 1-48, 1-49, 1-50, 1-51, 1-52, 1-53, 1-55, 1-56, 1-57, 1-64, 1-65, 1-66, 1-68, 1-69, 1-71, 1-75, 1-76-1, 1-76-2, 1-76-3, 1-77, 1-78, 1-79, 1-80, 1-82, 1-83, 1-86, 1-88, 1-90, 1-91, 1-94, 1-95, 1-96, 1-97-1, 1-97-2, 1-98, 1-99, 1-100, 1-101, 1-103, 1-104, 1-106, 1-107, 1-109, 1-114, 1-115, 1-116, 1-117, 1-118, 1-123, 1-124, 1-126, 1-128, 1-130-1, 1-130-2, 1-132-1, 1-132-2, 1-132-3, 1-132-4-1, 1-132-4-2, 1-133, 1-134, 1-135, 1-136, 1-137, 1-138, 1-139, 1-202, 1-204, 1-205, 1-207, 1-211, 1-215, 1-220, 1-301, 1-304, 1-306, 1-309, 1-310, 1-311-1, 1-311-2, 1-311-3, 2-1-1, 2-1-2, 2-1-3, 2-2, 2-4, 2-6, 2-8, 2-9-1, 2-9-2, 2-10, 2-11-1, 2-11-2, 2-12-1, 2-12-2, 2-13, 2-15-1, 2-15-2, 2-16, 2-19, 2-20, 2-21, 2-23, 2-25, 2-26, 2-27, 2-28, 2-29, 2-31, 2-34, 2-35, 2-37, 2-44, 2-47, 2-50, 2-52,

2-56, 2-57, 2-58, 2-60-1, 2-60-2, 2-61-1,  
2-61-2, 2-62-1, 2-62-2, 2-62-3, 2-62-4, 2-  
62-5, 2-62-6, 2-62-7, 2-62-8, 2-62-9, 2-  
63, 2-65, 2-66, 2-67, 2-68, 2-69, 2-70, 2-7  
2, 2-73, 2-75, 2-76, 2-78, 2-81, 2-82, 2-84,  
2-85, 2-86, 2-87-1, 2-87-2, 2-88, 2-89, 2-  
91, 2-92, 2-93, 2-94, 2-98, 2-101, 2-103, 2-  
104, 2-105, 2-107, 2-108, 2-109, 2-110, 2-  
112, 2-201, 2-202, 2-203, 2-208, 2-209, 2-  
210, 2-211, 2-212, 2-214, 2-215, 2-218, 2-  
221, 2-223, 2-301, 2-302, 2-304

以上

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊙は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承継番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	労災認定の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は審証番号)	労災による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日		
◎	×	○	1				電工	労働者・昭和23年～昭和33年、一人親方・昭和33年～平成15年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成15年3月	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D1第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		226万0000円		580万8000円	平成17年2月9日		
◎	○	○	2				配管工	労働者・昭和45年4月～昭和60年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年	中皮腫	1年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	620万0000円		平成23年1月5日		
◎	×	○	3				空調設備工	労働者・昭和44年4月～昭和49年6月、一人親方・昭和49年7月～昭和55年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和55年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D3第3号証)	750万0000円	675万0000円	675万0000円	67万5000円	742万5000円		742万5000円		594万0000円	平成18年2月14日		
◎	×	○	4				電工・内装工	労働者・昭和39年5月～昭和42年4月、昭和43年5月～昭和44年9月、昭和47年7月～昭和50年12月、昭和51年10月～昭和53年9月、一人親方・昭和54年4月～昭和55年3月、事業主・昭和55年4月～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和51年10月、昭和51年10月～昭和53年9月、一人親方・昭和54年4月～昭和55年3月、事業主・昭和55年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円						833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成19年8月29日
◎	○	○	5				解体工	労働者・平成元年3月～平成17年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・平成元年3月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D5第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	755万0000円			平成18年10月25日	
◎	○	○	6				電工	労働者・昭和37年4月～平成17年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D6第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	771万0000円			平成18年4月4日	
◎	×	○	7				配管工	労働者・昭和39年～昭和44年3月、事業主・昭和44年4月～平成14年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成14年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D7第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成16年5月19日		
◎	○	○	8				配管工	労働者・昭和10年～昭和13年、昭和23年～昭和32年、昭和46年～平成13年、一人親方・昭和32年～昭和46年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成13年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D8第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	761万0000円			平成18年8月8日	
◎	×	○	9				エレベーター設置工	労働者・昭和33年4月～昭和44年3月、一人親方・昭和44年4月～平成13年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成13年3月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成18年10月13日		
◎	×	○	10				左官	労働者・昭和24年3月～昭和35年1月、一人親方・昭和35年2月～平成16年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D10第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年12月13日		
◎	○	○	11				左官	労働者・昭和33年4月～平成15年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D11第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	731万0000円			平成19年8月29日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原告の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原告の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原告における執行停止の担保額	仮執行免責宣言の担保額	遺族給付金起算日			
◎	×	○	12				大工	労働者・昭和22年4月～昭和49年5月、一人親方・昭和50年1月～平成8年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成8年3月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成18年6月1日			
◎	×	○	13				大工	労働者・昭和21年4月～昭和43年7月、一人親方・昭和43年8月～平成16年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D13第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年3月22日			
◎	×	○	14				電工	労働者・昭和21年4月～昭和38年1月、一人親方・昭和38年2月～昭和46年9月、事業主・昭和46年9月～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D14第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年2月15日			
◎	○	○	15				塗装工	労働者・昭和30年4月～平成11年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・平成12年～平成16年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成11年	石綿肺・じん肺管理区分4・びまん性胸膜肥厚	石綿肺につき、10年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	733万0000円			平成18年12月26日		
	×	×	17				タイル工	労働者・昭和45年4月～平成11年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外	石綿肺とは認められない。															平成18年10月12日		
◎	○	○	18				解体工	労働者・昭和33年12月～昭和45年6月、昭和56年7月～平成5年3月、事業主・昭和45年7月～昭和56年6月、平成5年4月～平成13年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和56年7月～平成5年3月、事業主・平成5年4月～平成13年7月	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D18第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	693万0000円		726万0000円			平成17年9月13日
	×	×	19				大工	労働者・昭和35年4月～昭和46年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・昭和47年～平成17年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任期間対象外																平成24年8月18日		
◎	○	○	20				左官	労働者・昭和32年8月～昭和63年6月、一人親方・昭和63年6月～平成18年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年6月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	804万0000円			平成19年11月22日		
◎	×	○	21				塗装工	労働者・昭和31年4月～昭和38年3月、一人親方・昭和38年4月～昭和45年3月、事業主・昭和45年4月～平成18年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円		381万3333円			平成19年10月10日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、④は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⑤は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	項歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は書記番号)	使歴による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	×	○	22				電工	労働者・昭和38年～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成17年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D22第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成18年6月27日	
◎	○	○	23				大工	労働者・昭和29年4月～平成15年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年7月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	853万0000円		平成18年5月22日	
◎	×	○	24				大工	労働者・昭和21年～昭和46年、一人親方・昭和47年～平成16年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D24第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成18年9月14日	
◎	×	○	25				とび・解体工	労働者・昭和24年～昭和36年、平成元年～平成2年3月、事業主・昭和36年～平成元年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・平成元年～平成2年3月、事業主・昭和50年10月1日～平成元年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成26年9月15日	
◎	○	○	26				大工・内装工	労働者・昭和31年～平成13年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成13年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D26第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	842万0000円			平成15年10月20日
◎	○	○	27				左官	労働者・昭和44年4月～平成18年12月(うち、昭和48年から昭和49年を除く)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	びまん性胸膜肥厚	3年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	755万0000円		平成18年3月24日	
◎	×	○	29				塗装工	労働者・昭和45年6月～昭和47年、一人親方・昭和43年～平成18年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D29第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年11月16日	
◎	○	○	30				大工	労働者・昭和17年4月～平成10年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成10年7月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	829万0000円		平成19年2月15日	
◎	○	○	31				配管工	労働者・昭和47年～平成7年10月、一人親方・平成7年11月～平成15年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成7年10月、一人親方・平成7年11月～平成15年7月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D31第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	761万0000円			平成18年8月15日
◎	○	○	32				大工	労働者・昭和23年～昭和63年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年5月	中皮腫・肺がん(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D32第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	749万0000円			平成19年1月11日
◎	×	○	33				大工	労働者・昭和38年9月～昭和51年10月、一人親方・昭和51年11月～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和51年10月、一人親方・昭和51年11月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成26年3月16日	
◎	×	○	34	1			大工	労働者・昭和23年4月～昭和27年4月、昭和27年8月～昭和40年12月、一人親方・昭和41年1月～平成9年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成9年10月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	×(甲D34第3号証)			833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円		366万6667円	平成17年7月5日	
				2																458万3333円	458万3333円		366万6667円	平成17年7月5日		
◎	○	○	35				ダクト工	労働者・平成2年4月～平成15年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・平成2年4月～平成15年6月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	×(甲D35第3号証)			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	774万0000円		10万0000円	平成18年2月21日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊚は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被告番号	被災者名(空欄の旨は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	○	○	36			塗装工	労働者・昭和31年～平成6年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成6年5月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	828万0000円		平成19年2月23日	
◎	×	○	37			左官	労働者・昭和22年4月～昭和33年、一人親方・昭和34年10月～昭和48年8月、事業主・昭和48年9月～平成12年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成12年2月	びまん性胸膜肥厚	3年以上	2200万0000円	733万3333円				733万3333円	73万3333円	806万6666円		806万6666円		645万3333円	平成17年12月5日	
◎	×	○	38			大工	労働者・昭和24年5月～昭和48年9月、一人親方・昭和48年10月～平成17年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D38第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	687万5000円	687万5000円		550万0000円		平成19年4月4日
◎	○	○	39			配管工・ダクト工	労働者・昭和31年～昭和41年、平成15年11月～平成17年5月、一人親方・昭和41年～昭和46年、事業主・昭和46年～平成15年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成15年11月、労働者・平成15年11月～平成16年9月30日	びまん性胸膜肥厚・石綿胸膜炎(死亡)	3年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	276万0000円	457万3333円		平成19年3月15日
◎	×	○	40			解体工	労働者・昭和43年1月～昭和51年8月、一人親方・昭和51年9月～昭和55年4月、事業主・昭和55年5月～平成4年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和51年8月、一人親方・昭和51年9月～昭和55年4月、事業主・昭和55年5月～平成4年5月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D40第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成18年12月26日
◎	×	○	41			電工	労働者・昭和36年1月～昭和54年2月、一人親方・昭和54年3月～平成18年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年2月、一人親方・昭和54年3月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D41第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成19年6月14日
◎	○	○	42			左官	労働者・昭和40年10月～平成元年12月、一人親方・平成2年1月～平成13年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成元年12月、一人親方・平成2年1月～平成13年4月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D42第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	676万0000円	10万0000円		平成18年12月20日
◎	○	○	43			大工	労働者・昭和24年～昭和61年、平成7年～平成13年、一人親方・昭和61年～平成7年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和61年、一人親方・昭和61年～平成7年、労働者・平成7年～平成13年	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D43第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	872万0000円			平成14年10月1日
◎	×	○	44	1		塗装工	労働者・昭和35年～昭和36年5月、事業主・平成2年6月～平成16年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・平成2年6月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D44第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	412万5000円	412万5000円	330万0000円		平成19年7月4日	
				206万2500円																206万2500円	165万0000円		平成19年7月4日		
				206万2500円																206万2500円	165万0000円		平成19年7月4日		
◎	○	○	45			電工・配管工	労働者・昭和34年4月～昭和58年4月、一人親方・昭和58年4月～平成18年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和58年4月、一人親方・昭和58年4月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	85万0000円	296万3333円		平成19年6月1日



※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。

※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。

※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相續分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は書証番号)	賠償による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺族損害金起算日	
◎	×	○	46			配管工	労働者・昭和52年～昭和52年6月、一人親方・昭和52年6月～昭和55年、事業主・昭和55年1月～平成13年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和52年6月、一人親方・昭和52年6月～昭和55年1月、事業主・昭和55年1月～平成13年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D46第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成15年11月17日	
◎	×	○	47			塗装工	労働者・昭和36年～昭和46年、一人親方・昭和46年～平成17年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	×(甲D47第3号証)			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成18年2月2日	
◎	×	○	48			解体工・板金工	労働者・昭和51年9月～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成18年1月(平成3年12月まで解体工、その後板金工)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和51年9月～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成3年12月(解体工の期間)	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D48第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成22年2月10日	
◎	×	○	49			電工	労働者・昭和25年4月～昭和43年、一人親方・昭和43年～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成18年8月29日	
◎	×	○	50			大工	労働者・昭和21年4月～昭和31年12月、事業主・昭和32年1月～平成13年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成13年12月	石綿肺・じん肺管理区分2・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円		381万3333円	平成15年6月5日	
◎	○	○	51			左官	労働者・昭和30年～平成8年(労働者として建築作業において石綿粉じんに曝露していない期間・平成9年～平成11年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成8年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	371万0000円	362万3333円	平成22年9月14日	
◎	○	○	52			左官・内装工	労働者・昭和39年4月～昭和57年7月、一人親方・昭和57年7月～平成19年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和57年7月、一人親方・昭和57年7月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	52万0000円	681万3333円	平成20年8月6日	
◎	×	○	53			電工	労働者・昭和38年1月～昭和46年4月、一人親方・昭和46年5月～平成18年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D53第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年5月2日	
◎	○	○	54			吹付工	労働者・昭和44年10月～昭和63年9月、事業主・昭和63年9月～平成15年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年9月、事業主・昭和63年9月～平成15年7月	良性石綿胸水(死因・肺がん、石綿肺)	肺がん・石綿肺につき、10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D54第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	639万0000円			平成22年11月2日
◎	×	○	55			内装工	労働者・昭和32年1月～昭和46年5月、一人親方・昭和46年6月～昭和46年11月、事業主・昭和46年12月～平成15年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成15年11月	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D55第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円	平成17年3月22日	
◎	×	○	56			左官・タイル工	労働者・昭和30年4月～昭和51年、一人親方・昭和52年～平成13年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和51年、一人親方・昭和52年～平成13年6月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D56第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年2月7日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原害の結論」欄及び「当害の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原害の結論	当害の結論	原害番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1害原告ら主張期間)	1害被告国の責任期間	1害被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1害被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1害被告国に対する認容額	原害における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日		
◎	×	○	57			大工	労働者・昭和24年4月～昭和40年4月、事業主・昭和40年5月～平成14年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成14年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D57第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成28年5月7日		
◎	○	○	59			鉄骨工・溶接工	労働者・昭和59年～平成10年(労働者として建築作業において石綿粉じんに曝露していない期間・昭和34年～昭和58年、平成11年～平成16年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和59年～平成10年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D59第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	755万0000円			平成18年10月19日	
◎	×	×	60			防水工	労働者・昭和35年4月～平成18年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外															平成18年11月30日		
◎	○	○	61			溶接工	労働者・昭和32年10月～平成16年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年6月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D61第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	772万0000円	10万0000円		平成20年11月20日	
◎	○	○	62			大工・内装工	労働者・昭和42年4月～平成19年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	745万0000円			平成21年9月30日	
◎	○	○	63			解体工・はつり工・内装工	労働者・昭和52年6月～平成19年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和52年6月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分3イ・続発性気管支炎	10年以上	1800万0000円	600万0000円				600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円	573万0000円			平成20年3月6日	
◎	×	○	64			大工	労働者・昭和22年～昭和37年、一人親方・昭和37年～昭和45年、事業主・昭和45年～平成22年(ただし、平成18年以降は事務作業のみ)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円			平成18年7月3日	
◎	×	○	65			電工	労働者・昭和25年～昭和46年、事業主・昭和46年～平成9年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成9年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円			平成19年11月28日	
◎	×	○	66			タイル工	労働者・昭和26年～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成16年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円			平成19年9月20日	
	×	×	67			防水工	労働者・昭和18年～昭和19年3月、昭和21年～昭和36年1月、一人親方・昭和21年1月～昭和58年11月、事業主・昭和58年11月～平成17年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成18年3月2日	
◎	×	○	68			塗装工	労働者・昭和32年4月～昭和47年1月、一人親方・昭和48年～昭和51年、事業主・昭和51年～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和51年、事業主・昭和51年～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D68第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	580万8000円				平成18年11月16日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業者期間(1審原告ら主張期間)	1審被告の責任期間	1審被告の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する慰謝額	原告における執行停止の担保額	仮執行免状審査の担保額	確定調停審理日	
◎	○	○	69				大工	労働者・昭和24年9月～昭和39年、昭和52年～昭和59年、昭和63年～平成元年、平成10年～平成11年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間【一人親方】昭和40年～昭和51年、昭和60年～昭和62年、平成2年～平成9年、平成12年～平成18年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和51年、労働者・昭和52年～昭和59年、一人親方・昭和60年～昭和62年、労働者・昭和63年～平成元年、一人親方・平成2年～平成9年、労働者・平成10年～平成11年、一人親方・平成12年～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・統廃性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円					433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	338万0000円	43万3333円	平成19年8月9日
◎	○	○	70				配管工	労働者・昭和38年～平成19年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・管理区分4	10年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	712万0000円		平成19年10月2日	
◎	×	○	71				土木工・とび	労働者・昭和26年4月～昭和38年12月【土木工・とび】、一人親方・昭和39年1月～平成3年2月、事業主・平成3年2月～平成17年頃【とび】	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成3年2月、事業主・平成3年2月～平成16年9月30日(とびの期間)	石綿肺・じん肺管理区分2・統廃性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円		381万3333円	平成20年10月8日	
◎	○	○	72				内装工	労働者・昭和35年～平成17年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	814万0000円		平成19年8月2日	
◎	○	○	73				左官	労働者・昭和29年4月～平成17年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分4・統廃性気管支炎	10年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	749万0000円		平成18年6月14日	
◎	○	○	74				左官・タイル工	労働者・昭和49年～平成15年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D74第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	688万0000円		平成17年11月24日	
◎	×	○	75				ブロック工	労働者・昭和31年4月～昭和33年、一人親方・昭和44年4月～平成8年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成8年3月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D75第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年7月25日	
◎	○	○	76	1			保温工	労働者・昭和27年4月～昭和47年、事業主・昭和47年～平成10年、労働者・平成10年～平成13年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成10年、労働者・平成10年～平成13年3月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	71万0000円	295万6667円	平成22年12月15日	
				229万1667円																	229万1667円	35万0000円	148万3333円	平成22年12月15日		
				229万1666円																	229万1666円	35万0000円	148万3332円	平成22年12月15日		
◎	×	○	77				配管工	労働者・昭和31年～昭和40年、事業主・昭和41年～平成13年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成13年	石綿肺・じん肺管理区分2・統廃性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円		381万3333円	平成19年7月12日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基本となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原告における執行停止の担保額	仮執行免脱宣言の担保額	遺族損害金起算日			
◎	×	○	78			大工	労働者・昭和31年～昭和35年、一人親方・昭和38年～昭和62年、平成7年～平成16年、事業主・昭和35年～昭和38年、昭和62年～平成7年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和62年、事業主・昭和62年～平成7年、一人親方・平成7年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成18年1月17日			
◎	×	○	79			電工	労働者・昭和32年4月～昭和39年3月、事業主・昭和39年4月～平成12年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成12年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D79第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成19年6月15日			
◎	○	○	80			大工	労働者・昭和25年～昭和56年5月、昭和56年9月～昭和59年12月、昭和60年9月～平成13年12月、一人親方・平成14年1月～平成17年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年5月、昭和56年9月～昭和59年12月、昭和60年9月～平成13年12月、一人親方・平成14年1月～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D80第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	447万0000円	213万0000円		平成28年8月31日		
◎	○	○	81			左官	労働者・昭和34年1月～平成17年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	373万0000円		平成21年9月8日			
			2																458万3333円	458万3333円	373万0000円			平成21年9月8日			
◎	×	○	82			配管工	労働者・昭和33年～昭和52年、一人親方・昭和53年～平成17年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和52年、一人親方・昭和53年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D82第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成20年1月29日		
◎	×	○	83			大工	労働者・昭和26年5月～昭和44年2月、一人親方・昭和44年3月～平成3年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成3年1月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D83第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成18年9月5日		
◎	○	○	84			配管工	労働者・昭和40年5月～平成11年3月、一人親方・平成11年4月～平成17年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成11年3月、一人親方・平成11年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D84第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	705万0000円				平成20年7月23日	
◎	○	○	85			塗装工	労働者・昭和22年～平成13年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成13年	石綿肺・じん肺管理区分2・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	431万0000円				平成19年2月8日	
◎	○	○	86			大工	労働者・昭和21年～昭和60年、一人親方・昭和60年～平成12年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年、一人親方・昭和60年～平成12年10月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D86第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	325万0000円	335万0000円				平成16年10月21日
◎	○	○	87			大工	労働者・昭和22年4月～平成14年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成14年12月	石綿肺・じん肺管理区分2・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	434万0000円				平成18年12月14日	
◎	×	○	88			配管工	労働者・昭和45年～昭和47年、一人親方・昭和47年～平成18年7月、事業主・平成18年8月～同年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D88第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円				平成19年10月18日
◎	○	○	89			大工	労働者・昭和38年～平成19年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	771万0000円				平成20年12月5日	

※「労災等」欄の㊦は労災保険法に基づく労災認定を、㊧は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、㊨は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被告番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かっこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
㊦	×	○	90				大工	労働者・昭和23年4月～昭和33年5月、一人親方・昭和33年6月～昭和44年5月、事業主・昭和44年6月～平成9年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成9年10月	石綿肺・じん肺管理区分2相当・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円	平成18年3月2日	
㊦	×	○	91				鉄骨工	労働者・昭和20年～昭和35年3月、事業主・昭和35年4月～平成4年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成4年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D91第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成18年9月7日	
㊦	○	○	92				大工	労働者・昭和26年4月～昭和43年、昭和46年～昭和59年、昭和61年～平成2年、平成5年1月～同年12月、一人親方・昭和44年～昭和45年、昭和60年1月～同年12月、平成3年～平成4年、事業主・平成6年～平成18年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和59年、昭和61年～平成2年、平成5年1月～同年12月、一人親方・昭和60年1月～同年12月、平成3年～平成4年、事業主・平成6年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円					833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	722万0000円	平成22年6月22日
㊦	○	○	93				電工・大工	労働者・昭和35年4月～平成7年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成7年4月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D93第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	754万0000円	平成18年11月6日	
不支給	×	○	94				タイル工	労働者・昭和31年4月～昭和34年、一人親方・昭和34年～昭和43年、事業主・昭和44年～平成18年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円	平成19年7月3日	
㊦	×	○	95				大工	労働者・昭和39年～昭和56年、一人親方・昭和56年～平成17年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年、一人親方・昭和56年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D95第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成18年5月8日	
㊦	×	○	96				電工	労働者・昭和34年4月～昭和50年5月、一人親方・昭和50年6月～平成17年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分3イ・慢性気管支炎	10年以上	1800万0000円	600万0000円				600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円	528万0000円	平成18年6月8日	
㊦	×	○	97	1 2			大工	労働者・昭和21年～昭和34年、一人親方・昭和34年～平成12年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成12年12月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	366万6667円	平成18年10月5日	
㊦	×	○	98				大工	労働者・昭和24年～昭和29年、昭和31年～昭和36年、一人親方・昭和36年～昭和41年、事業主・昭和41年～平成15年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成15年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D98第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成19年1月16日	
㊦	×	○	99				大工	労働者・昭和33年～昭和52年、一人親方・昭和52年～平成17年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和52年、一人親方・昭和52年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円	平成18年10月10日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基礎となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かっこ内は者証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	○	○	100				塗装工	労働者・昭和38年～昭和60年、一人親方・昭和60年～平成5年、事業主・平成5年～平成16年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年、一人親方・昭和60年～平成5年、事業主・平成5年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D100第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	320万0000円	340万0000円	平成17年4月5日
◎	○	○	101				大工	労働者・昭和28年4月～昭和62年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・昭和63年～平成18年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和62年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	503万0000円	230万3333円	平成22年7月20日
	×	×	102				板金工	労働者・昭和21年3月～昭和35年、一人親方・昭和35年～昭和62年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外															平成25年5月30日
⊙	○	○	103				大工	労働者・昭和31年～平成15年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年5月	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D103第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	417万0000円	243万0000円	平成29年3月12日
◎	×	○	104				大工	労働者・昭和28年4月～昭和37年、一人親方・昭和37年～昭和42年、事業主・昭和42年～平成17年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D104第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円	平成18年3月9日
◎	○	○	105				とび	労働者・昭和35年～昭和40年、昭和43年～平成17年10月、一人親方・昭和40年～昭和43年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	439万0000円		平成18年8月17日
◎	○	○	106				電工	労働者・昭和27年6月～平成2年、一人親方・平成2年～平成15年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成2年、一人親方・平成2年～平成15年6月	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	407万0000円	10万0000円	平成17年11月4日
◎	○	○	107				大工	労働者・昭和27年～昭和32年、昭和34年～昭和62年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・昭和63年～平成16年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和62年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D107第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	517万0000円	143万0000円	平成19年5月24日
◎	○	○	108				塗装工	労働者・昭和45年4月～平成17年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D108第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	672万0000円		平成18年7月11日
◎	×	○	109				大工	労働者・昭和31年4月～昭和41年2月、一人親方・昭和41年3月～平成14年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成14年4月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D109第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成15年9月2日
◎	○	○	110				左官	労働者・昭和27年4月～平成19年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	809万0000円		平成19年10月1日
◎	○	○	111				大工	労働者・昭和43年4月～平成17年7月、一人親方・平成17年7月～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D111第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	753万0000円		平成18年11月15日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3—2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	賠償額の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	賠償による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日		
◎	○	○	112			現場監督	労働者・昭和32年5月～平成8年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・平成9年～平成12年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成8年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D112第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	747万0000円		平成19年2月2日		
◎	○	○	113			電工	労働者・昭和48年4月～平成17年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	760万0000円		平成21年4月15日		
◎	○	○	114			内装工・現場監督	労働者・昭和35年4月～昭和56年12月、一人親方・昭和57年1月～昭和61年6月24日、事業主・昭和61年6月25日～平成18年3月31日	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年12月、一人親方・昭和57年1月～昭和61年6月24日、事業主・昭和61年6月25日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D114第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	75万0000円	585万0000円		平成18年12月14日	
◎	○	○	115			シャッター工・ALCI	労働者・昭和43年10月～昭和63年5月、事業主・昭和63年6月～平成16年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年5月、事業主・昭和63年6月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	294万0000円	87万3333円		平成19年10月11日	
◎	×	○	116			大工	労働者・昭和31年4月～昭和38年3月、一人親方・昭和38年4月～昭和46年3月、事業主・昭和46年3月～平成18年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D116第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	618万7500円	618万7500円		495万0000円		平成19年3月1日	
◎	○	○	117			タイル工	労働者・昭和31年4月～昭和60年3月、一人親方・昭和60年4月～平成19年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年3月、一人親方・昭和60年4月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分3ロ・続発性気管支炎	10年以上	1800万0000円	600万0000円				600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円	229万0000円	299万0000円		平成20年3月5日	
◎	×	○	118			大工	労働者・昭和26年4月～昭和54年、事業主・昭和54年～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、事業主・昭和54年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円		平成18年8月10日	
	×	×	119			板金工	労働者・昭和27年8月～昭和43年4月、一人親方・昭和43年5月～平成17年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成18年3月2日	
◎	○	○	120			塗装工	一人親方・昭和45年～昭和60年、労働者・昭和60年～平成13年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和60年、労働者・昭和60年～平成13年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D120第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	746万0000円				平成19年2月19日
◎	○	○	121			解体工・溶接工	労働者・昭和47年2月～昭和60年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年4月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	611万1111円	611万1111円	564万0000円				平成18年8月8日
	×	×	122			防水工	一人親方・昭和44年～平成19年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成20年12月25日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	労務歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は書証番号)	労務による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	○	○	123				電工	労働者・昭和38年4月～昭和55年3月、昭和56年2月～昭和59年12月、事業主・昭和55年4月～昭和56年1月、昭和60年1月～平成15年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和55年3月、昭和56年2月～昭和59年12月、事業主・昭和55年4月～昭和56年1月、昭和60年1月～平成15年12月	石綿肺・じん肺管理区分4相当	10年以上	2200万0000円	733万3333円				733万3333円	73万3333円	806万6666円		806万6666円	206万0000円	439万3333円	平成20年8月12日	
◎	×	○	124				大工	労働者・昭和27年4月～昭和40年、一人親方・昭和41年4月～平成16年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円	平成18年2月16日		
◎	○	○	125				左官	労働者・昭和33年4月～平成17年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D125第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	669万0000円		平成18年8月23日	
◎	×	○	126				現場監督・大工	労働者・昭和38年4月～昭和56年、安衛法上の労働者でなかった期間・昭和56年～平成14年(ただし、平成2年までは大工)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D126第3号証)	750万0000円	675万0000円	675万0000円	67万5000円	742万5000円		742万5000円	594万0000円		平成25年8月25日	
◎	○	○	127				大工	労働者・昭和38年～平成13年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成13年5月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D127第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	742万0000円		平成19年4月6日	
◎	○	○	128				電工	労働者・昭和36年1月～昭和62年3月、一人親方・昭和62年3月～平成2年3月、事業主・平成2年4月～平成16年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和62年3月、一人親方・昭和62年3月～平成2年3月、事業主・平成2年4月～平成16年3月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D128第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	481万0000円	179万0000円		平成17年3月22日
	×	×	129				大工	労働者・昭和36年4月～昭和50年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任期間対象外															平成21年1月22日	
◎	×	○	130	1			左官	労働者・昭和30年～昭和36年、一人親方・昭和36年～昭和38年、労働者・昭和38年～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成8年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、一人親方・昭和54年～平成8年	良性石綿胸水(石綿胸膜炎)(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円					833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	366万6667円		平成19年12月28日
				2																	458万3333円	458万3333円	366万6667円		平成19年12月28日	
◎	○	○	131				左官	労働者・昭和31年4月～平成18年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D131第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	657万0000円			平成19年2月8日



※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は審証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承認額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	×	○	132	1	[被災者名]	[原告名]	解体工	労働者・昭和28年4月～昭和46年6月、事業主・昭和46年7月～平成7年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成7年5月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	×(甲D132第3号証)			833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	366万6667円	平成19年6月21日	
152万7778円	152万7778円	122万2222円	平成19年6月21日																						
152万7778円	152万7778円	122万2222円	平成19年6月21日																						
76万3889円	76万3889円	61万1111円	平成19年6月21日																						
76万3888円	76万3888円	61万1110円	平成19年6月21日																						
◎	×	○	133		[被災者名]	[原告名]	鉄骨工	労働者・昭和36年2月～昭和38年11月、一人親方・昭和39年1月～昭和58年6月、事業主・昭和58年6月～平成17年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和58年6月、事業主・昭和58年6月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成21年1月8日	
◎	×	○	134		[被災者名]	[原告名]	エレベーター設置工	労働者・昭和43年～昭和50年、一人親方・昭和50年～平成13年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成13年1月	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円			433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円		平成17年12月20日	
◎	×	○	135		[被災者名]	[原告名]	大工	労働者・昭和27年4月～昭和52年11月、事業主・昭和52年12月～平成12年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和52年11月、事業主・昭和52年12月～平成12年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D135第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成20年2月5日
◎	×	○	136		[被災者名]	[原告名]	タイル工	労働者・昭和36年1月～昭和49年12月、事業主・昭和50年1月～平成19年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D136第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	580万8000円		平成20年2月5日
◎	×	○	137		[被災者名]	[原告名]	左官	労働者・昭和33年4月～昭和38年、事業主・昭和38年～平成13年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成13年5月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成14年8月15日	
◎	○	○	138		[被災者名]	[原告名]	電工	労働者・昭和27年4月～昭和36年5月、事業主・昭和36年6月～平成8年3月、労働者・平成8年4月～平成14年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成8年3月、労働者・平成8年4月～平成14年6月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D138第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	450万0000円	825万0000円	210万0000円		平成18年12月26日
◎	○	○	139		[被災者名]	[原告名]	解体工	労働者・昭和43年1月～昭和60年12月、事業主・昭和61年1月～平成13年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年12月、事業主・昭和61年1月～平成13年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D139第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	336万0000円	825万0000円	324万0000円		平成25年1月2日
◎	○	○	201		[被災者名]	[原告名]	保温工	労働者・昭和42年7月～平成17年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分4	10年以上	2200万0000円	733万3334円			733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	728万0000円		平成19年3月8日	
◎	×	○	202		[被災者名]	[原告名]	大工	労働者・昭和31年4月～昭和46年9月、一人親方・昭和47年～平成15年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成15年4月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成18年12月15日	
◎	○	○	203		[被災者名]	[原告名]	塗装工	労働者・昭和47年～平成15年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円			833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	871万0000円		平成17年10月24日	
◎	×	○	204		[被災者名]	[原告名]	保温工	労働者・昭和23年～昭和38年、一人親方・昭和39年～平成14年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成14年	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成16年5月20日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	請求番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日		
◎	○	○	205				鉄骨工	労働者・昭和26年4月～昭和61年3月、事業主・昭和61年4月～平成15年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和61年3月、事業主・昭和61年4月～平成15年7月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	354万0000円	379万3333円	平成22年12月1日		
◎	○	○	206				左官	労働者・昭和42年4月～平成18年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D206第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	724万0000円			平成19年11月20日	
◎	×	○	207				はりつ工	労働者・昭和31年12月～昭和43年1月、一人親方・昭和43年2月～平成16年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年6月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D207第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成20年6月2日	
	×	×	208	1			左官	労働者・昭和27年11月～昭和43年9月、一人親方・昭和43年10月～昭和48年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任期間対象外															平成29年3月19日		
				2																					平成29年3月19日		
				3																					平成29年3月19日		
	×	×	209				板金工	労働者・昭和41年4月～昭和60年3月、一人親方・昭和60年4月～平成17年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成18年7月27日	
◎	○	○	210				大工	労働者・昭和29年4月～平成14年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成14年9月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	921万0000円			平成16年4月8日	
◎	×	○	211				ダクト工	労働者・昭和34年～昭和39年、一人親方・昭和40年～平成11年、事業主・平成12年～平成15年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成11年、事業主・平成12年～平成15年3月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D211第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円		平成21年11月12日	
◎	○	○	212				保温工	労働者・昭和40年4月～平成15年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成15年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D212第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	767万0000円			平成18年5月26日	
◎	○	○	213				大工	労働者・昭和26年～平成12年(労働者として建築作業において石綿粉じんを曝露していない期間・平成13年～平成18年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成12年	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	823万0000円			平成19年4月20日	
◎	×	○	215				電工	労働者・昭和30年～昭和33年、一人親方・昭和33年～平成2年、平成15年～平成19年、事業主・平成2年～平成15年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成2年、事業主・平成2年～平成15年、一人親方・平成15年～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D215第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円			平成18年11月16日
◎	○	○	216				左官・大工	労働者・昭和33年4月～平成17年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	699万0000円			平成23年3月9日	
◎	○	○	217				内装工	労働者・昭和27年4月～平成14年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成14年7月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	847万0000円			平成18年7月28日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は有証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免脱宣言の担保額	遅延損害金起算日		
	×	×	218			電柱工	労働者・昭和46年6月～平成9年3月、一人親方・平成9年3月～平成11年11月、事業主・平成11年11月～平成16年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外															平成19年5月17日		
◎	×	○	220			保温工	労働者・昭和31年4月～昭和46年、一人親方・昭和46年～昭和63年、事業主・平成元年～平成18年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和63年、事業主・平成元年～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成19年2月1日		
◎	○	○	221			電工	労働者・昭和36年～昭和54年、一人親方・昭和55年～平成7年、労働者・平成8年～平成19年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、一人親方・昭和55年～平成7年、労働者・平成8年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D-221第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	717万0000円			平成20年2月21日	
◎	○	○	222			配管工	労働者・昭和43年1月～平成3年3月、事業主・平成3年4月～平成18年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成3年3月、事業主・平成3年4月～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	833万0000円			平成18年12月26日	
◎	○	○	301			大工	労働者・昭和34年4月～昭和55年11月、昭和61年4月～現在(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・昭和55年12月～昭和61年3月)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和55年11月、昭和61年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D-301第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	665万0000円	10万0000円			平成27年1月30日
◎	○	○	302			内装工	労働者・昭和61年～平成2年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和61年～平成2年	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円	458万3333円	458万3333円	362万0000円			平成22年5月14日	
																				152万7778円	152万7778円	121万0000円			平成22年5月14日	
																				152万7778円	152万7778円	121万0000円			平成22年5月14日	
																				152万7778円	152万7778円	121万0000円			平成22年5月14日	
×	×	303	1			板金工	労働者・昭和59年1月～平成18年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成21年7月3日	
																									平成21年7月3日	
																									平成21年7月3日	
																									平成21年7月3日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承認額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	○	○	304				大工	労働者・昭和39年4月～平成15年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年2月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	甲D304第3号証には、喫煙歴が触れられておらず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。			833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	723万0000円	10万3333円	平成19年12月4日
◎	○	○	305	1			大工	労働者・昭和48年～平成6年、一人親方・平成7年～平成16年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D305第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	412万5000円	412万5000円	343万0000円		平成21年3月13日
				2																	206万2500円	206万2500円	172万0000円		平成21年3月13日
				3																	206万2500円	206万2500円	172万0000円		平成21年3月13日
◎	×	○	306				配管工	労働者・昭和39年10月～昭和49年3月、一人親方・昭和49年4月～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D306第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成19年8月27日	
◎	○	○	307	1			保温工・とび・現場監督	労働者・昭和40年～昭和46年、一人親方・昭和46年～昭和47年、労働者・昭和48年～平成9年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成9年8月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	427万0000円		平成18年5月12日
				2																	458万3333円	458万3333円	427万0000円		平成18年5月12日
◎	○	○	308				内装工	労働者・昭和49年4月～昭和52年9月、昭和61年4月～平成6年6月、平成11年7月～平成14年7月、一人親方・平成14年8月～平成19年11月、事業主・平成6年7月～平成11年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和52年9月、昭和61年4月～平成6年6月、事業主・平成6年7月～平成11年6月、労働者・平成11年7月～平成14年7月、一人親方・平成14年8月～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	816万0000円		平成19年7月12日
◎	○	○	309				はつり工	労働者・昭和36年10月～平成14年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成14年3月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	418万0000円	315万3333円	平成27年3月22日
◎	×	○	310				配管工	一人親方・昭和43年～平成14年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成14年11月	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D310第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	580万8000円		平成19年11月22日
◎	×	○	311	1			とび・土木・配管工	労働者・昭和30年～昭和45年、一人親方・昭和46年～昭和48年、事業主・昭和49年～平成18年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D311第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	275万0000円	275万0000円	220万0000円		平成19年12月13日
				2																	275万0000円	275万0000円	220万0000円		平成19年12月13日
				3																	275万0000円	275万0000円	220万0000円		平成19年12月13日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊕は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	当審番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相續分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要と認められる石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喪失額の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	喪失額による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害者合計)	相續・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日						
◎	×	○	2-1	2			とび	労働者・昭和25年4月～昭和33年3月、一人親方・昭和33年4月～平成元年、事業主・平成元年～平成18年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成元年、事業主・平成元年～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-1第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	275万0000円	275万0000円	275万0000円	220万0000円		220万0000円	平成25年9月24日				
◎	○	○	2-2			大工	労働者・昭和20年～平成10年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成10年6月	石綿肺(死因・右肺腺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-2第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	393万0000円	267万0000円		267万0000円	平成24年12月14日					
◎	○	○	2-3			内装工	労働者・昭和49年4月～平成20年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-3第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	592万0000円				平成21年9月3日					
◎	×	○	2-4			電工	労働者・昭和23年11月～昭和44年3月、一人親方・昭和44年4月～平成15年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成15年1月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円		733万3333円	平成19年8月15日					
	×	×	2-5				外装工	労働者・昭和35年～昭和46年、事業主・昭和46年～平成13年(ただし、平成元年秋～平成3年春まで骨折等のため休職)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外																平成26年1月21日					
◎	○	○	2-6				配管工	労働者・昭和47年4月～昭和58年2月、一人親方・昭和58年4月～平成17年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和58年2月、一人親方・昭和58年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-6第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	108万0000円	552万0000円		552万0000円	平成21年9月9日				
◎	○	○	2-7				内装工	労働者・昭和25年～平成17年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-7第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	636万0000円		636万0000円		636万0000円	平成22年12月14日			
◎	○	○	2-8				塗装工・タイル工・吹付工・保温工	労働者・昭和60年1月～昭和63年11月、一人親方・昭和63年12月～平成21年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和60年1月～昭和63年11月、一人親方・昭和63年12月～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-8第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	184万0000円	396万8000円		396万8000円	平成20年10月23日				
◎	×	○	2-9	1 2			電工	労働者・昭和33年4月～昭和46年、事業主・昭和46年～平成20年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	763万8889円	763万8889円	611万1111円		611万1111円	平成22年11月9日					
◎	○	○	2-10				とび、大工	労働者・昭和32年4月～昭和63年3月、一人親方・昭和63年4月～平成20年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年3月、一人親方・昭和63年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-10第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	466万0000円	194万0000円		194万0000円	平成21年11月26日				
◎	○	○	2-11	1 2			左官・塗装工	労働者・昭和33年4月～平成18年3月、一人親方・平成18年4月～平成20年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死因・右肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-11第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	412万5000円	412万5000円	276万0000円	54万0000円		54万0000円	平成21年1月22日				

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承認額	1審被告国に対する認容額	原告における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	○	○	2-12	1			大工	労働者・昭和33年8月～昭和60年12月、一人親方・昭和61年1月～平成3年12月、平成14年6月～平成18年2月、事業主・平成3年12月～平成14年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年12月、一人親方・昭和61年1月～平成3年12月、事業主・平成3年12月～平成14年5月、一人親方・平成14年6月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-12第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	412万5000円	412万5000円	154万0000円	176万0000円	平成23年1月11日	
◎	×	○	2-13	1			配管工	労働者・昭和38年～昭和43年、一人親方・昭和44年～平成元年、事業主・平成2年～平成20年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成元年、事業主・平成2年～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円		平成21年1月14日	
◎	○	○	2-14	1			タイル工	労働者・昭和31年4月～平成9年、一人親方・平成10年～平成12年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成9年、一人親方・平成10年～平成12年6月	びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	781万0000円		平成20年8月13日	
◎	×	○	2-15	1			タイル工	労働者・昭和39年3月～昭和50年3月、一人親方・昭和50年3月～平成16年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年3月	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	366万6667円		平成18年1月12日	
				2																458万3333円	458万3333円	366万6667円		平成18年1月12日		
◎	×	○	2-16	1			大工	労働者・昭和26年10月～昭和45年3月、一人親方・昭和45年4月～平成2年8月、事業主・平成2年9月～平成18年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成2年8月、事業主・平成2年9月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分3イ相当・続発性気管支炎(死亡)	10年以上	1800万0000円	600万0000円				600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円	528万0000円		平成23年6月30日	
◎	○	○	2-17	1			左官	労働者・昭和36年4月～平成21年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん・じん肺)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-17第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	670万0000円	10万0000円		平成24年2月1日
◎	○	○	2-18	1			左官	労働者・昭和27年4月～平成12年3月(ただし、昭和29年4月～昭和30年3月を除く)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成12年3月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-18第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	724万0000円		平成19年11月20日	
◎	○	○	2-19	1			とび	労働者・昭和30年4月～昭和63年2月、事業主・昭和63年3月～平成20年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年2月、事業主・昭和63年3月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・肺結核	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	267万0000円	114万3333円		平成22年2月12日
◎	○	○	2-20	1			板金工・内装工	労働者・昭和21年～平成18年12月(昭和46年まで板金工、その後内装工)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日(内装工の期間)	びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	687万0000円	46万3333円		平成27年12月2日
◎	○	○	2-21	1			電工	労働者・昭和59年10月～平成20年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和59年10月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-21第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	672万0000円	10万0000円		平成21年9月2日
◎	○	○	2-22	1			大工	労働者・昭和38年4月～平成20年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	683万0000円		平成23年9月7日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	×	○	2-23				内装工	労働者・昭和38年~昭和45年、一人親方・昭和45年10月~昭和47年3月、労働者・昭和48年、事業主・昭和49年~平成7年、一人親方・平成7年~平成13年	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日~平成7年、一人親方・平成7年~平成13年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成21年2月25日	
◎	○	○	2-24				内装工・解体工	労働者・昭和50年10月、平成11年2月~平成17年10月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日~平成10年10月、平成11年2月~平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	382万0000円			平成22年1月21日
◎	×	○	2-25				大工	労働者・昭和35年~昭和39年、一人親方・昭和39年~平成20年3月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日~平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-25第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成21年5月28日	
◎	×	○	2-26				大工	労働者・昭和41年4月~昭和44年、一人親方・昭和47年4月~平成20年6月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日~平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-26第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成22年3月9日	
◎	×	○	2-27				配管工	労働者・昭和39年4月~昭和40年、一人親方・昭和59年4月~平成13年8月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	一人親方・昭和59年4月~平成13年8月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-27第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年7月22日	
◎	×	○	2-28				内装工	労働者・昭和34年4月~昭和54年5月、一人親方・昭和54年6月~平成3年、事業主・平成3年~平成20年12月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日~昭和54年5月、一人親方・昭和54年6月~平成3年、事業主・平成3年~平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-28第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成22年2月9日	
◎	×	○	2-29				内装工	労働者・昭和36年4月~昭和54年6月、一人親方・昭和54年7月~平成19年12月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日~昭和54年6月、一人親方・昭和54年7月~平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成20年12月19日	
◎	○	○	2-30				電工・塗装工	労働者・昭和28年~平成7年	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日~平成7年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-30第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	640万0000円			平成22年10月18日
◎	×	○	2-31				塗装工	労働者・昭和33年4月~昭和51年3月、一人親方・昭和51年4月~平成19年12月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日~昭和51年3月、一人親方・昭和51年4月~平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成24年8月14日	
◎	○	○	2-32	1			解体工・はつり工	労働者・昭和60年1月~平成20年12月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・昭和60年1月~平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-32第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円	412万5000円	412万5000円	333万0000円			平成21年11月19日
◎	○	○	2-33	2			電工	労働者・平成7年1月~平成16年10月	昭和50年10月1日~平成16年9月30日	労働者・平成7年1月~平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	841万0000円			平成18年9月26日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承継番号	被災者名	原告名(控訴の者は被災者名と同じ。かっこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かっこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺産損害金起算日	
◎	○	○	2-34				大工	労働者・昭和28年4月～平成元年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・平成2年～平成20年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成元年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-34第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	594万0000円	66万0000円	平成22年2月12日	
◎	×	○	2-35				鉄骨工	労働者・昭和43年～昭和46年3月、事業主・昭和46年4月～平成17年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡・肺腺がん)	1年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-35第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成17年11月22日	
◎	○	○	2-36				内装工	労働者・昭和45年1月～平成12年1月、一人親方・平成12年2月～平成19年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成12年1月、一人親方・平成12年2月～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	732万0000円		平成22年2月23日	
◎	×	○	2-37				大工	労働者・昭和25年～昭和33年、事業主・昭和34年～昭和38年、一人親方・昭和38年～平成17年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-37第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年7月8日	
	×	×	2-38				解体工	労働者・昭和45年4月～平成21年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外	石綿肺とは認められない。														平成22年9月16日	
◎	○	○	2-39				電工	労働者・昭和41年4月～現在	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D 2-39第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	610万0000円		平成20年12月11日	
◎	○	○	2-40				塗装工	労働者・昭和29年～昭和33年、昭和42年～平成18年10月、一人親方・昭和34年～昭和41年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-40第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	715万0000円		平成20年3月19日	
◎	○	○	2-41				(型枠)大工・解体工	労働者・昭和32年4月～昭和48年3月、昭和60年6月～平成9年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和60年6月～平成9年6月	石綿肺・じん肺管理区分3イ・続発性気管支炎	10年以上	1800万0000円	600万0000円				600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円	522万0000円		平成22年5月7日	
◎	○	○	2-42				左官	労働者・昭和25年3月～平成7年3月、一人親方・平成7年4月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成7年3月、一人親方・平成7年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	749万0000円		平成21年8月18日	
◎	○	○	2-43				保温工	労働者・昭和38年12月～平成20年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	748万0000円		平成21年8月25日	
◎	○	○	2-44				塗装工	労働者・昭和51年～昭和60年、事業主・平成14年4月～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和51年～昭和60年、事業主・平成14年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-44第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	351万0000円	309万0000円		平成20年8月21日



※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊕は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原告における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺族損害金起算日	
◎	○	○	2-45				大工	労働者・昭和33年2月～昭和33年9月、昭和35年8月～平成12年9月、一人親方・平成12年10月～平成20年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成12年9月、一人親方・平成12年10月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	380万0000円		平成22年3月18日	
◎	○	○	2-46				とび・解体工・エレベーター設置工	労働者・昭和58年4月～平成15年4月、平成18年2月～平成21年3月、一人親方・平成15年5月～平成18年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和58年4月～平成15年4月、一人親方・平成15年5月～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-46第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	584万0000円		平成21年12月24日	
◎	×	○	2-47				電気保安工	労働者・昭和44年3月～平成元年8月、一人親方・平成元年9月～平成13年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成元年8月、一人親方・平成元年9月～平成13年12月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-47第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成19年12月11日	
◎	○	○	2-48				大工	労働者・昭和25年4月～平成5年3月、一人親方・平成5年4月～平成19年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成5年3月、一人親方・平成5年4月～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-48第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	597万0000円		平成21年6月17日	
	×	×	2-49				板金工	労働者・昭和22年1月～平成15年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外														平成27年4月6日		
◎	○	○	2-50				ダクト工・配管工	労働者・昭和43年4月～昭和60年3月、事業主・昭和60年4月～平成17年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年3月、事業主・昭和60年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-50第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	279万0000円	381万0000円		平成20年10月15日
◎	○	○	2-51				大工	労働者・昭和25年4月～平成2年7月、平成8年9月～平成12年2月、一人親方・平成2年8月～平成8年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成2年7月、平成8年9月～平成12年2月、一人親方・平成2年8月～平成8年8月	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円					433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	397万0000円		平成21年2月27日
◎	○	○	2-52				電工	労働者・昭和33年4月～昭和46年7月、昭和52年6月～昭和59年5月、一人親方・昭和46年8月～昭和52年5月、昭和59年6月～平成12年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和52年6月～昭和59年5月、一人親方・昭和50年10月1日～昭和52年5月、昭和59年6月～平成12年3月	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-52第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	182万0000円	398万8000円		平成21年1月22日
◎	○	○	2-53				左官・タイル工・内装工	労働者・昭和35年4月～平成18年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	381万0000円		平成22年2月12日	
◎	○	○	2-54				板金工・大工・解体工	労働者・昭和31年4月～昭和43年3月、昭和47年6月～平成20年12月(昭和43年3月まで板金工、その後大工・解体工)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日(大工・解体工の期間)	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	384万0000円		平成21年12月18日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認状番号	被災者名	原告名(認容の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は有証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承認額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	○	○	2-55				左官	労働者・昭和35年4月～平成21年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-55第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成22年2月12日
◎	×	○	2-56				大工	労働者・昭和31年4月～昭和46年、事業主・昭和47年～昭和55年、一人親方・昭和55年～平成20年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～昭和55年、一人親方・昭和55年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-56第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成21年5月12日
◎	○	○	2-57				電工	労働者・昭和35年3月～昭和38年12月、昭和40年8月～昭和61年、一人親方・昭和61年～平成21年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和61年、一人親方・昭和61年～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	190万0000円	191万3333円	平成22年2月18日
◎	×	○	2-58				ブロック工	労働者・昭和38年2月～昭和43年5月、一人親方・昭和43年6月～平成19年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-58第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成21年11月26日
◎	○	○	2-59				タイル工	労働者・昭和40年5月～平成20年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D 2-59第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	612万0000円		平成20年11月18日
◎	○	○	2-60	1			大工・板金工	労働者・昭和48年～昭和62年10月(昭和57年まで大工、その後板金工)、一人親方・昭和62年11月～平成20年10月(板金工)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和57年(大工の期間)	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-60第3号証)	750万0000円	675万0000円	675万0000円	67万5000円	742万5000円	371万2500円	371万2500円	30万5000円	266万5000円	平成26年1月2日
																					371万2500円	371万2500円	30万5000円	266万5000円	平成26年1月2日
◎	○	○	2-61	1			内装工	労働者・昭和29年～昭和58年、一人親方・昭和59年～平成16年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和58年、一人親方・昭和59年～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	687万5000円	687万5000円	171万0000円	379万0000円	平成21年3月24日
																					229万1666円	229万1666円	57万0000円	126万3332円	平成21年3月24日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊕は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(控訴の者は被災者名と同じ。かっこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喪失額の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は金額番号)	喪失による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相違・承認額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日					
◎	○	○	2-62	1	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和54年4月～平成18年3月、事業主・平成18年4月～平成19年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和54年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円			833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円	202万5000円	164万1667円		平成28年9月20日					
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
																										57万2917円	57万2917円	25万3125円	20万5208円	平成28年9月20日
◎	○	○	2-63	[Redacted]	[Redacted]	ブロック工	労働者・昭和45年4月～平成19年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	556万0000円	177万3333円	平成26年11月5日						
◎	○	○	2-64	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和25年4月～平成16年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	380万0000円		平成22年3月18日						
◎	×	○	2-65	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和47年4月～昭和53年3月、一人親方・昭和53年4月～平成19年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和53年3月、一人親方・昭和53年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成20年8月19日						
◎	×	○	2-66	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和22年4月～昭和31年8月、事業主・昭和31年9月～平成20年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円		381万3333円	平成22年4月20日						
◎	×	○	2-67	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和27年4月～昭和44年9月、事業主・昭和44年10月～平成20年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-67第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成24年9月13日						
◎	×	○	2-68	[Redacted]	[Redacted]	大工	労働者・昭和23年1月～昭和36年12月、一人親方・昭和37年1月～昭和56年4月、事業主・昭和56年5月～平成19年3月、一人親方・平成19年4月～平成21年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和56年4月、事業主・昭和56年5月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-68第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成22年9月2日						
◎	×	○	2-69	[Redacted]	[Redacted]	配管工・大工	労働者・昭和39年6月～昭和40年7月、一人親方・昭和44年12月～平成19年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成21年9月10日						

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊖は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被告番号	被災者名(空欄の場合は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿職業作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は労災番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿職業作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害賠償合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免脱宣言の担保額	遺族損害金起算日
◎	×	○	2-70			タイル工	労働者・昭和28年4月～昭和33年6月、一人親方・昭和33年7月～平成20年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-70第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成21年2月24日	
◎	○	○	2-71			大工	労働者・昭和27年～平成8年7月、一人親方・平成8年8月～平成20年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成8年7月、一人親方・平成8年8月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-71第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	641万0000円	平成22年10月5日	
◎	×	○	2-72			解体工	労働者・昭和40年7月～昭和44年11月、事業主・昭和44年12月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-72第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成24年3月12日	
◎	×	○	2-73			内装工	労働者・昭和37年4月～昭和48年12月、一人親方・昭和49年1月～平成20年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-73第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成21年10月15日	
	×	×	2-74			はつり工・解体工	労働者・昭和37年4月～平成21年2月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外	石綿肺とは認められない。													平成21年11月26日	
◎	×	○	2-75			左官・タイル工	労働者・昭和29年1月～昭和33年1月、昭和33年6月～昭和42年3月、一人親方・昭和47年5月～平成20年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2相当・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円	平成21年7月30日	
◎	○	○	2-76			大工	労働者・昭和26年4月～平成18年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	552万0000円	181万3333円	平成21年1月27日
◎	○	○	2-77			築炉煉瓦積工	労働者・昭和33年4月～平成10年3月、一人親方・平成10年4月～平成21年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成10年3月、一人親方・平成10年4月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分4	10年以上	2200万0000円	733万3334円				733万3334円	73万3333円	806万6667円		806万6667円	634万0000円		平成22年7月8日
◎	○	○	2-78			タイル工	労働者・昭和43年4月～昭和60年12月、一人親方・昭和61年1月～平成18年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和60年12月、一人親方・昭和61年1月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-78第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	363万0000円	297万0000円	平成19年10月18日
◎	○	○	2-79			電工・塗装工・大工・解体工	労働者・昭和52年～昭和56年、昭和58年～平成19年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和52年～昭和56年、昭和58年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-79第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	679万0000円		平成21年6月16日
	×	×	2-80			外装工	労働者・昭和41年4月～平成15年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外														平成20年12月1日	

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原告における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	×	○	2-81			解体工・配管工・溶接工	労働者・昭和39年7月～昭和42年3月、昭和44年～昭和49年、一人親方・昭和50年～昭和61年3月、事業主・昭和61年3月～平成20年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和60年10月1日～昭和61年3月、事業主・昭和61年3月～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-81第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円	平成21年3月12日
◎	○	○	2-82			解体工	労働者・昭和43年4月～昭和63年2月、事業主・昭和63年3月～平成21年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年2月、事業主・昭和63年3月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・統発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	265万0000円	116万3333円	平成22年3月29日
◎	○	○	2-83			大工	労働者・平成4年4月～平成19年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・平成4年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-83第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	657万0000円		平成22年3月12日
◎	×	○	2-84			空調設備工	労働者・昭和38年～昭和44年10月、事業主・昭和44年11月～平成20年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-84第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成24年5月28日
◎	×	○	2-85			大工・左官	労働者・昭和35年4月～昭和55年12月、一人親方・昭和56年1月～平成18年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和55年12月、一人親方・昭和56年1月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-85第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成22年2月21日
◎	×	○	2-86			塗装工	労働者・昭和50年4月～昭和50年12月、一人親方・昭和51年1月～平成18年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和50年12月、一人親方・昭和51年1月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-86第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年8月5日
◎	×	○	2-87			とび	事業主・昭和22年～平成21年夏頃	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	458万3333円	458万3333円		366万6667円	平成23年9月14日
																				458万3333円	458万3333円		366万6667円	平成23年9月14日
◎	×	○	2-88			鉄骨工・解体工	労働者・昭和33年～昭和41年、事業主・昭和42年～平成19年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-88第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成24年7月18日
◎	○	○	2-89			保温工	労働者・昭和35年4月～昭和57年3月、事業主・昭和57年4月～平成21年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和57年3月、事業主・昭和57年4月～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・統発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	38万0000円	343万3333円	平成21年11月26日
◎	○	○	2-90			鉄骨工・吹付工	労働者・昭和41年5月～平成2年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成2年10月	石綿肺・じん肺管理区分2・統発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	396万0000円		平成21年3月25日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かっこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺産検算金算定日	
◎	×	○	2-91				解体工	労働者・昭和36年4月～昭和43年、一人親方・昭和47年1月～平成5年2月、事業主・平成5年3月～平成21年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成5年2月、事業主・平成5年3月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-91第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成21年12月18日	
◎	×	○	2-92				解体工・はつり工	労働者・昭和25年～昭和47年、事業主・平成10年～平成14年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・平成10年～平成14年10月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-92第3号証)	750万0000円	675万0000円	675万0000円	67万5000円	742万5000円		742万5000円		594万0000円	平成18年3月24日	
◎	×	○	2-93				大工	労働者・昭和20年11月～昭和38年4月、一人親方・昭和38年5月～昭和42年11月、事業主・昭和42年12月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分3イ・慢性気管支炎	10年以上	1800万0000円	600万0000円					600万0000円	60万0000円	660万0000円		660万0000円		528万0000円	平成20年8月28日
◎	○	○	2-94				大工	労働者・昭和39年4月～平成元年3月、一人親方・平成元年4月～平成20年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成元年3月、一人親方・平成元年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	541万0000円	192万3333円	平成23年11月22日	
◎	○	○	2-95	1			内装工	労働者・昭和46年～昭和51年、昭和57年～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和51年、昭和57年～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円	152万7778円	152万7778円	234万8000円	2万0000円	平成20年7月22日	
				2	76万3889円	76万3889円															117万4000円	1万0000円	平成20年7月22日			
				3	76万3889円	76万3889円															117万4000円	1万0000円	平成20年7月22日			
				4	76万3889円	76万3889円															117万4000円	1万0000円	平成20年7月22日			
◎	○	○	2-96				内装工	労働者・昭和45年～平成7年、事業主・平成8年～平成20年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成7年、事業主・平成8年～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-96第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	676万0000円		平成21年7月16日	
◎	○	○	2-97				左官	労働者・昭和28年4月～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-97第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	696万0000円		平成20年11月5日	
◎	×	○	2-98				電工	労働者・昭和35年～昭和41年4月、一人親方・昭和41年5月～平成19年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成20年6月5日	
◎	○	○	2-99				大工	労働者・昭和23年4月～平成6年12月、一人親方・平成7年1月～平成19年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成6年12月、一人親方・平成7年1月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	708万0000円			平成22年11月19日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、Ⓢは石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、Ⓣは同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原審番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かっこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かっこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	疫学調査の有無(○は有り、×は無し。かっこ内は書証番号)	疫学による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺族損害金起算日					
◎	○	○	2-100				電工	労働者・昭和60年12月～平成7年2月、同年4月～平成18年5月、同年11月～平成20年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和60年12月～平成7年2月、同年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-100第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	673万0000円		平成21年9月3日					
◎	×	○	2-101				大工	労働者・昭和29年～昭和40年、一人親方・昭和40年～平成12年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成12年	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-101第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成18年10月4日					
				1			防水工	労働者・昭和56年9月～平成19年11月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外															平成22年1月14日					
				2																									平成22年1月14日	
				3																										平成22年1月14日
				4																										平成22年1月14日
◎	○	○	2-103				電工	労働者・昭和37年5月～昭和39年3月、昭和58年11月～昭和59年7月、平成4年7月～平成15年2月、一人親方・昭和39年4月～昭和58年10月、昭和59年8月～平成4年6月、平成15年3月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～昭和58年10月、労働者・昭和58年11月～昭和59年7月、一人親方・昭和59年8月～平成4年6月、労働者・平成4年7月～平成15年2月、一人親方・平成15年3月～平成16年9月30日	石綿肺(死因・石綿関連肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-103第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	397万0000円	263万0000円		平成28年2月4日				
◎	×	○	2-104				電工	労働者・昭和34年6月～昭和38年3月、一人親方・昭和36年3月～平成11年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成11年	びまん性胸膜肥厚(死亡)	3年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成20年2月21日					
◎	×	○	2-105				大工	労働者・昭和31年4月～昭和56年3月、一人親方・昭和56年4月～平成19年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年3月、一人親方・昭和56年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-105第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成21年3月26日					
◎	○	○	2-106				電工	労働者・昭和43年1月～平成20年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・肺結核	10年以上	1300万0000円	433万3334円				433万3334円	43万3333円	476万6667円		476万6667円	385万0000円		平成21年11月10日					
◎	×	○	2-107				配管工	労働者・昭和24年5月～昭和38年5月、事業主・昭和38年5月～平成23年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死因・肺がん)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-107第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円		平成25年9月2日					
◎	×	○	2-108				大工	労働者・昭和24年4月～昭和37年3月、一人親方・昭和37年4月～平成22年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・続発性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円		平成21年7月8日					
◎	×	○	2-109				大工・内装工	一人親方・昭和37年～平成18年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円		平成24年7月8日					

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊚は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相続分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告の責任期間	1審被告の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は審査番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承認額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日
◎	×	○	2-110				内装工	事業主・昭和40年4月～平成18年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺・じん肺管理区分2・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円	平成18年12月28日	
◎	×	○	2-112				配管工	労働者・昭和40年3月～昭和47年、一人親方・昭和53年～平成14年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和53年～平成14年6月	石綿肺・じん肺管理区分2・慢性気管支炎	10年以上	1300万0000円	433万3333円				433万3333円	43万3333円	476万6666円		476万6666円	381万3333円	平成14年12月19日	
◎	×	○	2-201				ダクト工	労働者・昭和36年8月～昭和39年12月、事業主・昭和40年1月～平成21年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	びまん性胸膜肥厚(死亡)	3年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	733万3333円	平成28年3月11日	
◎	×	○	2-202				内装工	労働者・昭和37年4月～昭和55年10月、一人親方・昭和55年11月～平成19年2月、事業主・平成19年3月～平成22年6月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和55年10月、一人親方・昭和55年11月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-202第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成22年10月28日	
◎	○	○	2-203				塗装工	労働者・昭和28年4月～昭和62年3月、事業主・昭和62年4月～平成19年12月29日	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和62年3月、事業主・昭和62年4月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	422万0000円	311万3333円	平成23年1月12日
	×	×	2-204				板金工	労働者・昭和41年～昭和42年(労働者として建築作業において石綿粉じんを曝露していない期間・昭和34年～昭和40年、昭和43年～平成18年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	責任対象外														平成23年6月6日	
◎	○	○	2-205				内装工・大工	労働者・昭和42年8月～平成21年6月(うち平成18年12月～平成19年7月までの期間を除く)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	728万0000円	平成22年4月13日	
◎	○	○	2-207				はつり工・解体工	労働者・昭和33年10月～平成8年3月、平成12年6月～平成18年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成8年3月、平成12年6月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-207第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	658万0000円	平成22年3月11日	
◎	×	○	2-208				タイル工	労働者・昭和41年～昭和46年、一人親方・昭和46年～平成20年1月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-208第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成21年8月20日	
◎	×	○	2-209				電工	労働者・昭和29年4月～昭和40年3月、一人親方・昭和40年4月～昭和45年5月、事業主・昭和45年5月～平成21年7月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん・石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-209第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	660万0000円	平成22年4月23日	



※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⓪は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し、かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遅延損害金起算日	
◎	×	○	2-210				塗装工	労働者・昭和42年10月～昭和50年、事業主・昭和51年1月～平成20年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和50年、事業主・昭和51年1月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-210第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成21年7月10日	
◎	×	○	2-211				保温工・現場監督	労働者・昭和46年～昭和54年、事業主・昭和55年～平成9年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年、事業主・昭和55年～平成9年	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	×(甲D 2-211第3号証)			733万3333円	73万3333円	806万6666円		806万6666円		645万3333円	平成19年12月6日	
◎	×	○	2-212				左官	労働者・昭和34年4月～昭和48年4月、一人親方・昭和48年5月～平成21年4月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円	平成21年3月19日	
◎	○	○	2-213				解体工	事業主・昭和54年～昭和60年、労働者・昭和60年～平成14年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和54年～昭和60年、労働者・昭和60年～平成14年10月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-213第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	707万0000円			平成20年6月23日
◎	○	○	2-214				サッシ工	労働者・昭和28年～昭和56年、平成9年～平成18年、一人親方・昭和54年～平成8年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年、平成9年～平成16年9月30日、一人親方・昭和54年～平成8年(上記と一部重複)	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-214第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	579万0000円		81万0000円	平成20年9月11日
◎	○	○	2-215				大工・現場監督・壁出し大工	労働者・昭和47年～昭和62年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・昭和63年～平成17年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和62年	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-215第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	488万0000円		172万0000円	平成20年10月30日
◎	○	○	2-216				左官	労働者・昭和30年～平成20年8月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-216第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	657万0000円			平成22年3月17日
◎	○	○	2-217				配管工	労働者・昭和45年12月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D 2-217第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円	706万0000円			平成20年7月4日
◎	×	○	2-218				配管工	労働者・昭和45年1月～昭和46年12月、一人親方・昭和47年1月～平成18年5月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D 2-218第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円		平成19年1月10日
◎	○	○	2-219				大工	労働者・昭和40年4月～平成17年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	751万0000円			平成21年7月21日
◎	○	○	2-220				塗装工	労働者・昭和37年～平成20年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	763万0000円			平成21年3月2日
◎	×	○	2-221				電工・溶接工	労働者・昭和34年4月～昭和38年4月、昭和44年3月～昭和54年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和54年12月	中皮腫(死亡)	1年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円		733万3333円		平成24年1月30日

※「労災等」欄の◎は労災保険法に基づく労災認定を、⊙は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給決定を、⊕は同法に基づく医療費支給決定を、それぞれ指す。  
 ※「原審の結論」欄及び「当審の結論」欄の○は請求(一部)認容を、×は請求棄却を、それぞれ指す。  
 ※「被災者名」欄及び「原告名」欄の氏名は外字で表記していない部分がある。また、「職種」欄の職種は原判決分冊2の712頁以下の職種を指す。

(別紙3-2) 認容額等一覧表

労災等	原審の結論	当審の結論	原告番号	承認番号	被災者名	原告名(空欄の者は被災者名と同じ。かつこ内は相違分)	職種	作業従事期間(1審原告ら主張期間)	1審被告国の責任期間	1審被告国の責任期間内の作業従事期間	石綿関連疾患(かつこ内は死亡の有無等)	左記疾患発症に必要な石綿曝露作業従事期間	基準となる慰謝料額	1審被告国の責任負担額(3分の1)	喫煙歴の有無(○は有り、×は無し。かつこ内は書証番号)	喫煙による減額(10%減額)	石綿曝露作業従事期間の不足による減額(10%減額)	小計その1(慰謝料額)	弁護士費用(小計その1の額の10%)	小計その2(損害額合計)	相続・承継額	1審被告国に対する認容額	原審における執行停止の担保額	仮執行免状宣言の担保額	遺族損害金起算日
◎	○	○	2-222				配管工	労働者・昭和33年6月～平成11年(労働者として建築作業において石綿粉じん曝露していない期間・平成12年～平成18年)	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成11年	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3334円				833万3334円	83万3333円	916万6667円		916万6667円	697万0000円		平成23年3月31日
◎	○	○	2-223				とび・解体工	労働者・昭和29年10月～昭和63年4月、一人親方・昭和63年5月～平成18年	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和63年4月、一人親方・昭和63年5月～平成16年9月30日	石綿肺(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円				833万3333円	83万3333円	916万6666円		916万6666円	489万0000円	244万3333円	平成23年3月7日
⊕	×	○	2-301				大工	一人親方・昭和35年4月～現在	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一人親方・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-301第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円		580万8000円	平成21年8月25日
◎	×	○	2-302				解体工	事業主・昭和47年4月～平成10年3月、一人親方・平成10年4月～平成19年12月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	事業主・昭和50年10月1日～平成10年3月、一人親方・平成10年4月～平成16年9月30日	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-302第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年9月1日
◎	○	○	2-303				大工	労働者・昭和41年4月～平成20年3月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-303第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	607万0000円		平成21年1月29日
◎	×	○	2-304				大工	労働者・昭和35年4月～昭和56年3月、一人親方・昭和56年4月～平成14年9月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～昭和56年3月、一人親方・昭和56年4月～平成14年9月	肺がん(死亡)	10年以上	2500万0000円	833万3333円	○(甲D2-304第3号証)	750万0000円		750万0000円	75万0000円	825万0000円		825万0000円		660万0000円	平成20年6月19日
◎	○	○	2-305				とび	労働者・昭和43年2月～平成16年1月、一人親方・平成16年2月～平成20年10月	昭和50年10月1日～平成16年9月30日	労働者・昭和50年10月1日～平成16年1月、一人親方・平成16年2月～平成16年9月30日	肺がん	10年以上	2200万0000円	733万3333円	○(甲D2-305第3号証)	660万0000円		660万0000円	66万0000円	726万0000円		726万0000円	586万0000円		平成21年11月24日
総計																					22億8147万6351円				

(別紙3-3) 棄却原告など一覧表

以下、1審原告らの原告番号のみで示す。

1 請求を棄却すべき1審原告

1審原告1-17, 1-19, 1-60, 1-67, 1-102, 1-119,  
1-122, 1-129, 1-208-1, 1-208-2, 1-208-3,  
1-209, 1-218, 1-303-1, 1-303-2, 1-303-3,  
1-303-4, 2-5, 2-38, 2-49, 2-74, 2-80, 2-10  
2-1, 2-102-2, 2-102-3, 2-102-4, 2-204

2 原判決の認容額と当審判決の認容額とが同額の1審原告

ただし、上記の1審原告のうち、認容総額に変わりはないが、当審における訴訟承継によって、原判決の主文の当事者と当審における主文のそれとが異なる1審原告2-21を除く。

1審原告1-2, 1-5, 1-6, 1-8, 1-11, 1-15, 1-18,  
1-20, 1-23, 1-26, 1-27, 1-30, 1-31, 1-32, 1  
-36, 1-43, 1-54, 1-59, 1-62, 1-63, 1-70, 1-  
72, 1-73, 1-74, 1-81-1, 1-81-2, 1-84, 1-85,  
1-87, 1-89, 1-92, 1-93, 1-105, 1-108, 1-11  
0, 1-111, 1-112, 1-113, 1-120, 1-121, 1-12  
5, 1-127, 1-131, 1-201, 1-203, 1-206, 1-21  
0, 1-212, 1-213, 1-216, 1-217, 1-221, 1-22  
2, 1-302-1, 1-302-2, 1-302-3, 1-302-4, 1-  
305-1, 1-305-2, 1-305-3, 1-307-1, 1-307-  
2, 1-308, 2-3, 2-7, 2-14, 2-18, 2-22, 2-24,  
2-30, 2-32-1, 2-32-2, 2-33, 2-36, 2-39, 2-

40, 2-41, 2-42, 2-43, 2-45, 2-46, 2-48, 2-51, 2-53, 2-54, 2-55, 2-59, 2-64, 2-71, 2-77, 2-79, 2-83, 2-90, 2-96, 2-97, 2-99, 2-100, 2-106, 2-205, 2-207, 2-213, 2-216, 2-217, 2-219, 2-220, 2-222, 2-303, 2-305

3 原判決の認容額より当審判決の認容額の方が少額の1審原告

1審原告1-61, 2-17, 2-95-1, 2-95-2, 2-95-3, 2-95-4

以上

1次・2次	一審原告番号	枝番	孫番	被災者名	控訴時の控訴人(一審原告)名	承継控訴人名	請求慰謝料額(円。1円未満切捨)	請求弁護士費用(円。1円未満切捨)	請求総額(円)	遅延損害金起算日
1	1						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年2月9日
1	2						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年1月5日
1	3						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年2月14日
1	4						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月29日
1	5						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月25日
1	6						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年4月4日
1	7						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成16年5月19日
1	8						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月8日
1	9						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月13日
1	10						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年12月13日
1	11						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月29日
1	12						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年6月1日
1	13						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年3月22日
1	14						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月15日
1	15						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月26日
1	17						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月12日
1	18						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年9月13日
1	19						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年8月18日
1	20						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月22日
1	21						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月10日
1	22						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年6月27日
1	23						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年5月22日
1	24						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年9月14日
1	25						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成26年9月15日
1	26						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成15年10月20日
1	27						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月24日
1	29						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月16日
1	30						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月15日
1	31						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月15日
1	32						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年1月11日
1	33						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成26年3月16日
1	34	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成17年7月5日
1	34	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成17年7月5日
1	35						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年2月21日
1	36						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月23日
1	37						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年12月5日
1	38						29,160,000	2,916,000	32,076,000	平成19年4月4日
1	39						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年3月15日
1	40						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月26日
1	41						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年6月14日
1	42						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月20日
1	43						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成14年10月1日
1	44	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成19年7月4日
1	44	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成19年7月4日
1	44	3					8,750,000	875,000	9,625,000	平成19年7月4日
1	45						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年6月1日
1	46						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成15年11月17日
1	47						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年2月2日
1	48						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月10日
1	49						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月29日
1	50						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成15年6月5日
1	51						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年9月14日
1	52						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月6日
1	53						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年5月2日
1	54						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年11月2日
1	55						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年3月22日
1	56						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年2月7日
1	57						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成28年5月7日
1	59						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月19日
1	60						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年11月30日
1	61						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年11月20日
1	62						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年9月30日
1	63						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年3月6日
1	64						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年7月3日
1	65						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月28日
1	66						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年9月20日
1	67						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月2日
1	68						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年11月16日
1	69						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月9日
1	70						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月2日
1	71						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年10月8日
1	72						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月2日
1	73						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年6月14日
1	74						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年11月24日
1	75						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年7月25日
1	76	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成22年12月15日
1	76	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年12月15日
1	76	3					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年12月15日
1	77						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年7月12日
1	78						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年1月17日

1次・2次	一審原告番号	枝番	孫番	被災者名	控訴時の控訴人(一審原告)名	承継控訴人名	請求慰謝料額(円。1円未満切捨)	請求弁護士費用(円。1円未満切捨)	請求総額(円)	遅延損害金起算日
1	79						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年6月15日
1	80						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成28年8月31日
1	81	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年9月8日
1	81	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年9月8日
1	82						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年1月29日
1	83						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年9月5日
1	84						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年7月23日
1	85						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月8日
1	86						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成16年10月21日
1	87						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月14日
1	88						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月18日
1	89						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年12月5日
1	90						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月2日
1	91						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年9月7日
1	92						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年6月22日
1	93						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年11月6日
1	94						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年7月3日
1	95						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年5月8日
1	96						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年6月8日
1	97	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年10月5日
1	97	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年10月5日
1	98						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年1月16日
1	99						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月10日
1	100						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年4月5日
1	101						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年7月20日
1	102						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成25年5月30日
1	103						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成29年3月12日
1	104						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月9日
1	105						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月17日
1	106						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年11月4日
1	107						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年5月24日
1	108						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年7月11日
1	109						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成15年9月2日
1	110						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月1日
1	111						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年11月15日
1	112						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月2日
1	113						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年4月15日
1	114						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月14日
1	115						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月11日
1	116						26,250,000	2,625,000	28,875,000	平成19年3月1日
1	117						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年3月5日
1	118						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月10日
1	119						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月2日
1	120						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月19日
1	121						23,330,000	2,333,000	25,663,000	平成18年8月8日
1	122						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年12月25日
1	123						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月12日
1	124						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年2月16日
1	125						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年8月23日
1	126						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成25年8月25日
1	127						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年4月6日
1	128						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年3月22日
1	129						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月22日
1	130	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成19年12月28日
1	130	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成19年12月28日
1	131						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月8日
1	132	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成19年6月21日
1	132	2					5,840,000	584,000	6,424,000	平成19年6月21日
1	132	3					5,830,000	583,000	6,413,000	平成19年6月21日
1	132	4	1				2,915,000	291,500	3,206,500	平成19年6月21日
1	132	4	2				2,915,000	291,500	3,206,500	平成19年6月21日
1	133						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月8日
1	134						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年12月20日
1	135						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年2月5日
1	136						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年2月5日
1	137						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成14年8月15日
1	138						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月26日
1	139						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成25年1月2日
1	201						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年3月8日
1	202						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月15日
1	203						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年10月24日
1	204						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成16年5月20日
1	205						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年12月1日
1	206						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月20日
1	207						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年6月2日
1	208	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成29年3月19日
1	208	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成29年3月19日
1	208	3					8,750,000	875,000	9,625,000	平成29年3月19日
1	209						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年7月27日
1	210						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成16年4月8日
1	211						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月12日
1	212						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年5月26日
1	213						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年4月20日

1次・2次	一審原告番号	枝番	孫番	被災者名	控訴時の控訴人(一審原告)名	承継控訴人名	請求慰謝料額(円。1円未満切捨)	請求弁護士費用(円。1円未満切捨)	請求総額(円)	遅延損害金起算日
1	215						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年11月16日
1	216						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年3月9日
1	217						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年7月28日
1	218						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年5月17日
1	220						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年2月1日
1	221						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年2月21日
1	222						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月26日
1	301						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成27年1月30日
1	302	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成22年5月14日
1	302	2					5,840,000	584,000	6,424,000	平成22年5月14日
1	302	3					5,830,000	583,000	6,413,000	平成22年5月14日
1	302	4					5,830,000	583,000	6,413,000	平成22年5月14日
1	303	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年7月3日
1	303	2					5,840,000	584,000	6,424,000	平成21年7月3日
1	303	3					5,830,000	583,000	6,413,000	平成21年7月3日
1	303	4					5,830,000	583,000	6,413,000	平成21年7月3日
1	304						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年12月4日
1	305	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年3月13日
1	305	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成21年3月13日
1	305	3					8,750,000	875,000	9,625,000	平成21年3月13日
1	306						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月27日
1	307	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年5月12日
1	307	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年5月12日
1	308						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年7月12日
1	309						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成27年3月22日
1	310						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月22日
1	311	1					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成19年12月13日
1	311	2					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成19年12月13日
1	311	3					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成19年12月13日
2	1	1					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成25年9月24日
2	1	2					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成25年9月24日
2	1	3					11,666,666	1,166,666	12,833,332	平成25年9月24日
2	2						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年12月14日
2	3						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年9月3日
2	4						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年8月15日
2	5						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成26年1月21日
2	6						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年9月9日
2	7						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年12月14日
2	8						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年10月23日
2	9	1					29,170,000	2,917,000	32,087,000	平成22年11月9日
2	9	2					5,830,000	583,000	6,413,000	平成22年11月9日
2	10						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月26日
2	11	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年1月22日
2	11	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年1月22日
2	12	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成23年1月11日
2	12	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成23年1月11日
2	13						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月14日
2	14						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月13日
2	15	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年1月12日
2	15	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成18年1月12日
2	16						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年6月30日
2	17						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年2月1日
2	18						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年11月20日
2	19						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月12日
2	20						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成27年12月2日
2	21	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年9月2日
2	21	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年9月2日
2	22						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年9月7日
2	23						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年2月25日
2	24						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年1月21日
2	25						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年5月28日
2	26						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月9日
2	27						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年7月22日
2	28						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月9日
2	29						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年12月19日
2	30						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年10月18日
2	31						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年8月14日
2	32	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年11月19日
2	32	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成21年11月19日
2	33						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年9月26日
2	34						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月12日
2	35						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成17年11月22日
2	36						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月23日

(別紙4)

## 主位的請求の請求額等一覧表

1次・2次	一審原告番号	枝番	孫番	被災者名	控訴時の控訴人(一審原告)名	承継控訴人名	請求慰謝料額(円。1円未満切捨)	請求弁護士費用(円。1円未満切捨)	請求総額(円)	遅延損害金起算日
2	37						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年7月8日
2	38						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年9月16日
2	39						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年12月11日
2	40						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年3月19日
2	41						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年5月7日
2	42						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年8月18日
2	43						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年8月25日
2	44						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月21日
2	45						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月18日
2	46						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年12月24日
2	47						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年12月11日
2	48						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年6月17日
2	49						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成27年4月6日
2	50						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年10月15日
2	51						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年2月27日
2	52						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月22日
2	53						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月12日
2	54						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年12月18日
2	55						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月12日
2	56						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年5月12日
2	57						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月18日
2	58						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月26日
2	59						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年11月18日
2	60	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成26年1月2日
2	60	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成26年1月2日
2	61	1					26,250,000	2,625,000	28,875,000	平成21年3月24日
2	61	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成21年3月24日
2	62	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成28年9月20日
2	62	2					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	3					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	4					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	5					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	6					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	7					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	8					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	62	9					2,187,500	218,750	2,406,250	平成28年9月20日
2	63						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成26年11月5日
2	64						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月18日
2	65						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月19日
2	66						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年4月20日
2	67						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年9月13日
2	68						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年9月2日
2	69						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年9月10日
2	70						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年2月24日
2	71						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年10月5日
2	72						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年3月12日
2	73						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年10月15日
2	74						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月26日
2	75						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年7月30日
2	76						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月27日
2	78						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年10月18日
2	79						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年6月16日
2	80						26,250,000	2,625,000	28,875,000	平成20年12月1日
2	81						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年3月12日
2	82						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月29日
2	83						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月12日
2	84						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年5月28日
2	85						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年2月21日
2	86						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月5日
2	87	1					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成23年9月14日
2	87	2					17,500,000	1,750,000	19,250,000	平成23年9月14日
2	88						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年7月18日
2	89						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月26日
2	91						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年12月18日
2	92						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年3月24日
2	93						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年8月28日
2	94						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年11月22日
2	95	1					5,833,333	583,333	6,416,666	平成20年7月22日
2	95	2					2,916,666	291,666	3,208,332	平成20年7月22日



(別紙4)

## 主位的請求の請求額等一覧表

1次・2次	一審原告番号	枝番	孫番	被災者名	控訴時の控訴人(一審原告)名	承継控訴人名	請求慰謝料額(円。1円未満切捨)	請求弁護士費用(円。1円未満切捨)	請求総額(円)	遅延損害金起算日
2	95	3					2,916,666	291,666	3,208,332	平成20年7月22日
2	95	4					2,916,666	291,666	3,208,332	平成20年7月22日
2	96						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年7月16日
2	97						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年11月5日
2	98						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年6月5日
2	99						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年11月19日
2	100						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年9月3日
2	101						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年10月4日
2	102	1					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年1月14日
2	102	2					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年1月14日
2	102	3					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年1月14日
2	102	4					8,750,000	875,000	9,625,000	平成22年1月14日
2	103						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成28年2月4日
2	104						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年2月21日
2	105						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年3月26日
2	106						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月10日
2	107						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成25年9月2日
2	108						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年7月8日
2	109						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年7月8日
2	110						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成18年12月28日
2	112						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成14年12月19日
2	201						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成28年3月11日
2	202						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年10月28日
2	203						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年1月12日
2	204						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年6月6日
2	205						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年4月13日
2	207						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月11日
2	208						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年8月20日
2	209						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年4月23日
2	210						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年7月10日
2	211						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年12月6日
2	212						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年3月19日
2	213						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年6月23日
2	214						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年9月11日
2	215						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年10月30日
2	216						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成22年3月17日
2	217						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年7月4日
2	218						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成19年1月10日
2	219						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年7月21日
2	220						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年3月2日
2	221						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成24年1月30日
2	222						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年3月31日
2	223						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成23年3月7日
2	301						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年8月25日
2	302						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年9月1日
2	303						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年1月29日
2	304						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成20年6月19日
2	305						35,000,000	3,500,000	38,500,000	平成21年11月24日



























(別紙 7) 「直接取扱い建材」 各職種が直接取り扱う可能性のある石綿建材の種類

No.	建材名(一般名)	1 吹付工	2 エレベーター設置工	3 電工	4 塗装工	5 空調設備工	6 ダクト工	7 サッシ工	8 ブロック工	9 鉄骨工	10 溶接工	11 電気保安工	12 防災シャッター工	13 ALC工	14 現場監督	15 保温工	16 窯炉煉瓦積工	17 配管工	18 左官	19 タイル工	20 大工・内装工	21 板金工	22 外装工	23 解体工・とび・はつり	24 防水工
①	吹付け石綿	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●					●	●	●	●			○	
②	石綿含有吹付けロックウール	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●					●	●	●	●			○	
③	湿式石綿含有吹付け材	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●					●	●	●	●			○	
④	石綿含有吹付けパーミキュライト	●																						○	
⑤	石綿含有吹付けパーライト	●																						○	
⑥	石綿含有けいそう土保温材						○									●	●							○	
⑦	石綿含有けい酸カルシウム保温材						○									●	●	●						○	
⑧	石綿含有パーミキュライト保温材						○									●	●	●						○	
⑨	石綿含有パーライト保温材						○									●	●							○	
⑩	石綿保温材						○									●	●	●						○	
⑪	石綿含有けい酸カルシウム板第2種		●	●					○	○	○										●			○	
⑫	石綿含有耐火被覆板		●	●																				○	
⑬	屋根用折板石綿断熱材																							○	
⑭	煙突用石綿断熱材																							○	
⑮	石綿含有スレートボード・フレキシブル板		●	●					○	○	○						●				●			○	
⑯	石綿含有スレートボード・平板		●	●					○	○	○						●				●			○	
⑰	石綿含有スレートボード・軟質板		●	●					○	○	○						●				●			○	
⑱	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板		●	●					○	○	○						●				●			○	
⑲	石綿含有スレートボード・その他		●	●					○	○	○						●				●			○	
⑳	石綿含有スラグせっこう板		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉑	石綿含有バルブセメント板		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉒	石綿含有押出成形セメント板		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉓	石綿含有けい酸カルシウム板第1種		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉔	石綿含有ロックウール吸音天井板		●	●					○	○	○										●			○	
㉕	石綿含有せっこうボード		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉖	石綿含有パーライト板		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉗	石綿含有その他パネル・ボード		●	●					○	○	○						●				●			○	
㉘	石綿含有壁紙																							○	
㉙	石綿含有ビニル床タイル			●					○												●			○	
㉚	石綿含有ビニル床シート			●					○												●			○	
㉛	石綿含有けい酸カルシウム床材			●					○												●			○	
㉜	石綿含有ソフト巾木																							○	
㉝	石綿含有住宅屋根用化粧スレート			●																	●	●		○	
㉞	石綿含有ルーフィング																							○	●
㉟	石綿含有窯業系サイディング			●																	●	●	●	○	
㊱	石綿含有建材複合金属系サイディング			●																	●	●	●	○	
㊲	石綿含有スレート波板・大波			●																	●	●	●	○	
㊳	石綿含有スレート波板・小波			●																	●	●	●	○	
㊴	石綿含有スレート波板・その他			●																	●	●	●	○	
㊵	石綿セメント管																							○	
㊶	石綿セメント円筒																●							○	
㊷	石綿発泡体																							○	
㊸	混和材			●														●	●					○	○

●:新築工事における直接取扱い建材  
○:改修・解体工事における直接取扱い建材

## ①吹付け石綿

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	日本バルカー工業	ノゾワ	ナイガイ	合計	資料名	甲号証
		被告メーカー名	ニチアス	A&Aマテリアル	日本バルカー工業	ノゾワ	ナイガイ			
		商品名	トムレックス	プロベスト	リンベット	コーベックス	サーモテックス			
1969	昭44	生産能力(m <sup>3</sup> /月間)	150,000~ 200,000	40,000~ 50,000	70,000~ 80,000	20,000~ 30,000		280,000~ 360,000	鉱石質建材市場 要覧 昭和44年10 月	甲C39の 2-25頁
		平均値(m <sup>3</sup> /月間)	1,750,000	450,000	75,000	250,000		320,000		
		シェア	54.7%	14.1%	23.4%	7.8%		100%		
1971	昭46	生産能力(m <sup>3</sup> /月間)	20,000	22,000	80,000	100,000	20,000	242,000	無機繊維系建材と 石膏ボード	甲C51- 24頁
		シェア	8.3%	9.1%	33.1%	41.3%	8.3%	100.0%		
1973	昭48	施行量(トン/月間)	250	700		200		7,000	防火建材の市場 性と成長性	甲C52- 73~74頁
		シェア								

②吹付けロックウール

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業・浅野レー	日本セメント	新日本製鉄化学	日東紡績	日本ハルカー	ノゾワ	その他	合計	資料名	甲号証
		被りメーカー名	ニチアス	A&M テリアル	太平洋セメント	新日本住金化学	日東紡績	日本ハルカー	ノゾワ				
1971	46	施工量(トン/月)	150	150	150	450	400		50	150			
		シェア	10%	10%	10%	30%	26.7%		3.3%	10%	100%	建材の需給実態—需給動向から新製品開発まで—	甲C58・300頁
1974	49	施工量(千㎡/年)	1,900	1,300	1,300	1,300	800			400	7,000	昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C50の2・72頁
		シェア	27%	19%	19%	19%	11%			6%	100%		
1976	51	施工量(千㎡/年)	2,100	2,000	1,700	1,300	1,000			2,200	10,300	昭和52～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C45の3・108頁
		シェア(%)	20.4%	19.4%	16.5%	12.6%	9.7%			21.4%	100%		
1977	52	施工量(千㎡/年)	1,687	1,432	1,705	273	682	614	477	—	6,820	1980年版日本の建材産業	甲C53・119頁
		シェア(%)	24.0%	21.0%	25.0%	12.3%	10.0%	9.0%	7.0%	0.0%	100.0%		
1978	53	施工量(千㎡/年)	2,200	2,200	1,800	1,400	1,100			2,300	11,000	80年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C34の2・126頁
		シェア(%)	20.0%	20.0%	16.4%	12.7%	10.0%			20.9%	100.0%		



⑦けいカル保温材

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	大阪パッキング	神島化学工業	その他	合計	資料名	甲号証
		被告メーカー名	ニチアス	A&Aマテリアル	日本インシュレーション	神島化学工業				
1975	昭50	出荷量	4700トン	3160トン	3120トン	2771トン	2049トン	1万5800トン	断熱材市場の全貌—断熱材商の姿態と商品競合分析	甲A489・92～96頁
		シェア	29.7%	20.0%	19.7%	17.5%	13.0%	100%		
1976	昭51	出荷量	5200トン	3500トン	3446トン	2730トン	2604トン	1万7480トン	断熱材市場の全貌—断熱材商の姿態と商品競合分析	甲A489・92～96頁
		シェア	29.7%	20.0%	19.7%	15.6%	14.9%	100%		
1977	昭52	出荷量	5700トン	3800トン	3753トン	3765トン	1982トン	1万9000トン	断熱材市場の全貌—断熱材商の姿態と商品競合分析	甲A489・92～96頁
		シェア	30%	20.0%	19.8%	19.8%	10%	100%		
1978	昭53	出荷量	6500トン	4000トン	3800トン	3850トン	2000トン	1万9000トン	80各種断熱材の市場実態と中間需要予測	甲A675・100頁
		シェア	32.2%	19.9%	18.9%	19.1%	9.9%	100%		

③③ 屋根用化粧スレート

西暦	昭和/平成	被告メーカー	クボタ	ケイミー (松下電 工)	積水化学	大建工 業	その他	合計	資料	甲号証
1973	48	販売量(千㎡/年)	11,220	2,376	—	—	—	13,596	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	82.5%	17.5%	—	—	—	100.0%		
1974	49	販売量(千㎡/年)	13,000	2,500	—	—	200	15,700	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	82.8%	15.9%	—	—	1.3%	100.0%		
1975	50	販売量(千㎡/年)	12,000	2,640	200	500	500	15,840	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	75.6%	16.7%	1.3%	3.2%	3.2%	100.0%		
1976	51	販売量(千㎡/年)	14,000	2,970	360	500	570	18,400	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	76.1%	16.1%	2.0%	2.7%	3.1%	100.0%		
1977	52	販売量(千㎡/年)	12,000	3,200	200	200	600	16,200	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	74.1%	19.8%	1.2%	1.2%	3.7%	100.0%		
1978	53	販売量(千㎡/年)	10,200	3,564	200	200	700	14,864	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	68.6%	24.0%	1.3%	1.3%	4.7%	100.0%		
1979	54	販売量(千㎡/年)	11,800	3,720	317	825	700	17,362	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	68.0%	21.4%	1.8%	4.8%	4.0%	100.0%		
1980	55	販売量(千㎡/年)	12,000	3,960	594	594	700	17,848	81年版 屋根材の総合 分析	甲C33
		シェア	67.2%	22.2%	3.3%	3.3%	3.9%	100.0%		
1987	62	販売量(千㎡/年)	17,100	5,700	2,900	—	3,500	29,200	89 建材マーケティング 便覧	甲C36-2
		シェア	58.6%	19.5%	9.9%	—	12.0%	100.0%		
1988	63	販売量(千㎡/年)	20,000	6,500	3,500	—	4,300	34,300	89 建材マーケティング 便覧	甲C36-2
		シェア	58.3%	19.0%	10.2%	—	12.5%	100.0%		

1989	1	販売量(千㎡/年) シェア	22,500	7,450	3,900	—	5,150	39,000	89 建材マーケティング 便覧	甲C36-2
			57.7%	19.1%	10.0%	—	13.2%	100.0%		
1992	4	販売量(千㎡/年) シェア	25,300	10,450	4,375	—	4,640	44,765	ヤノレポート「軽量、施工性の良さと普及率高まる新生瓦」	甲C54
			56.5%	23.3%	9.8%	—	10.4%	100.0%		
1994	6	販売量(千㎡/年) シェア	27,000	13,540	4,340	—	—	44,880	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			60.2%	30.2%	9.6%	—	—	100.0%		
1995	7	販売量(千㎡/年) シェア	27,650	14,720	4,300	—	—	46,670	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			59.2%	31.5%	9.3%	—	—	100.0%		
1996	8	販売量(千㎡/年) シェア	29,630	17,950	4,510	—	—	52,090	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			50.9%	30.8%	7.8%	—	10.5%	100.0%		
1997	9	販売量(千㎡/年) シェア	22,350	15,650	4,450	—	—	42,450	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			46.7%	32.7%	9.3%	—	11.3%	100.0%		
1998	10	販売量(千㎡/年) シェア	17,940	13,090	3,965	—	—	34,995	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			44.6%	32.5%	9.8%	—	13.1%	100.0%		
1999	11	販売量(千㎡/年) シェア	19,110	12,280	3,770	—	—	35,160	ヤノレポート「新生瓦の限界と可能性」	甲C55
			48.3%	31.0%	9.5%	—	11.1%	100.0%		

③ 窯業系サイディング

西暦	昭和/平成	被告メーカー名	クボタ	ニチハ	神島化学	A&A	エム・エム・ケイ	ケイコミュニ	旭硝子	東レACE	合計	資料名	甲号証	
1978	53	数量(千㎡)	2,000	4,092	396	300	183				14,128	外装材の総合分析	甲C35	
		シェア(%)	14.2	29.0	2.8	2.1	1.3				100.0			
1979	54	数量(千㎡)	3,000	4,620	672	800	238				17,372	外装材の総合分析	甲C35	
		シェア(%)	17.3	26.6	3.9	4.6	1.4				100.0			
1987	62	販売量(千坪)	3,600	3,600					1,300	2,300	1,950	18,800	89建材メーカーケイティング便覧	甲C36
		シェア(%)	19.2	19.2					6.9	12.2	10.4	100.0		
1988	63	販売量(千坪)	4,300	4,400					1,450	3,000	2,100	21,800	89建材メーカーケイティング便覧	甲C36
		シェア(%)	19.7	20.2					6.7	13.8	9.6	100.0		
1989	64	販売量(千坪)	4,650	4,750					1,600	3,400	2,250	23,500	89建材メーカーケイティング便覧	甲C36
		シェア(%)	19.8	20.2					6.8	14.4	9.6	100.0		
1993	5	出荷量(千㎡)	15,200	15,800					15,200	14,700		96,861	95建材の市場動向	甲C56
		シェア(%)	15.7	16.3					15.7	15.2		100.0		
1995	7	出荷量(千㎡)	18,600	23,500					19,700	20,000		121,140	屋根材・外装材の市場展望	甲C37
		シェア(%)	15.4	19.4					16.3	16.5		100.0		
1996	8	販売量(千㎡)	19,800	29,100					23,500	22,100		134,000	98住設・建材メーカーケイティング便覧	甲C38
		シェア(%)	14.8	21.7					17.5	16.5		100.0		
1997	9	販売量(千㎡)	19,000	27,000					23,000	20,500		128,500	98住設・建材メーカーケイティング便覧	甲C38
		シェア(%)	14.8	21.0					17.9	15.9		100.0		

※ ニチハは、1982年以降は、無石棉製品

③⑦③⑧⑨スレート波板

西暦	昭和	朝日石棉工業		浅野スレート		ノザワ	宇部スレート	三菱セメント	その他	合計	資料名	甲号証
		被告メーカー名	シエア	A&Aマテリアル	シエア							
1968	43	生産量(千枚/年)	11,180	11,500	6,360				24,990	57,030	鉱石質建材市場要覧	甲C39
		シエア	39.8%		11.0%				43.8%	100.0%		
1969	44	販売量(千枚/年)	11,470	12,100	8,400					60,000	No.3セメント系不燃建材	甲C44
		シエア	39.3%		14.0%					100.0%		
1970	45	販売量(千枚/年)	1,238	1,282	9,200			2,800		7,416	No.3セメント系不燃建材	甲C44
		シエア	34.0%		12.4%			3.8%		100.0%		
1972	47	生産量(千枚/年)	16,862	18,127	9,696	8,858	8,858	3,794	26,979	84,312	日本メーカーシートシエア事典 1972年版	甲C49
		シエア	41.5%		11.5%	10.5%	10.5%	4.5%	32.0%	100.0%		
1974	49	出荷量(千枚/年)	8,833	6,860	5,061	5,213	5,213	4,645	20,684	51,296	外壁材市場の実態と展望	甲C40
		シエア	30.6%		9.9%	10.2%	10.2%	9.1%	40.3%	100.0%		
1976	49	出荷量(千枚/年)	10,000	8,000	4,000	3,500	3,500	6,000	11,789	43,289	昭和51年版 建材用途・部位 別需要動向と競合性	甲C50-2
		シエア	41.6%		9.2%	8.1%	8.1%	13.8%	27.2%	100.0%		
1976	51	出荷量(千枚/年)	8,200	4,700	4,200	4,900	4,900	4,500	16,132	42,632	昭和52年~53年版 建材用 途・部位別需要動向と競合性	甲C45-3
		シエア	30.3%		9.9%	11.5%	11.5%	10.8%	37.8%	100.0%		
1978	53	出荷量(千枚/年)	6,800	3,800	3,400	5,300	5,300	3,200	17,700	40,200	80年版 建材用途・部位別需 要動向と競合性	甲C34
		シエア	26.4%		8.5%	13.2%	8.0%	44.0%	44.0%	100.0%		



②③けいカル1種

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	浅野スレート	A&A合計	三菱セメント	大建工業	久保田鉄工	その他	合計	資料名	甲号証
1974	49	被告メーカー名 総出荷量(千枚/年) シェア	ニチアス 3,000 36.6%	A&Aマテリアル 1,800 22.0%	700 8.5%	2,500 30.5%	エム・エム・ケイ 1,000 12.2%	大建工業 1,000 12.2%	クボタ	700 8.5%	8,200 100.0%	昭和51年版建材用途・部別需要動向と競合性	甲C50の2・50頁
1976	51	総出荷量(千枚/年) シェア	3,000 35.3%	1,600 18.8%	500 5.9%	2,100 24.7%	800 9.4%	800 9.4%		1,900 21.2%	8,500 100.0%	昭和52~53年版建材用途・部別需要動向と競合性	甲C45の3・50頁
1977	52	生産量(枚/月) シェア	24万枚 29.0%		26万枚 37.8%	26万枚 37.8%	11万枚 13.3%	15万枚(神島化学) 18.2%			82万5000枚	1980年版日本の建材産業	甲C53・48頁
1978	53	総出荷量(千枚/年) シェア	3,300 32.5%	1,950 19.2%	600 6.0%	2,550 25.1%	1,200 11.8%	15.7万枚(神島化学) 18.2%	600 6.0%	2,500 24.6%	10,150 100.1%	80年版建材用途・部別需要動向と競合性	甲C34・44頁
1979	54	総出荷量(千枚/年) シェア	3,500 30.3%	2,100 18.3%	650 5.7%	2,750 24.0%	1,100 9.6%		700 6.1%	3,450 30.0%	11,500 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35頁
1980	55	総出荷量(千枚/年) シェア	2,950 30.6%	1,700 17.6%	550 5.6%	2,250 23.2%	950 9.8%		650 6.7%	2,850 29.6%	9,650 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35頁
1981	56	総出荷量(千枚/年) シェア	3,000 30.3%	1,800 18.2%	600 6.1%	2,400 24.3%	1,000 10.1%		750 7.6%	2,750 27.7%	9,900 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35頁

④石綿セメント円筒

西暦	昭和	資料記載の会社名	トーマトミジ	昭和電工	浅野スレート	合計	資料名	甲号証
		被告メーカー名			A&Aマテリアル			
1981	56	販売実績 シェア	26億円	3億円	—	29億円	昭和61年度版特殊管材 市場の総点検と展望(上 巻)	甲C64・139～ 140頁
1982	57	販売実績 シェア	27.2億円 78.2%	5億円 14.4%	2.6億円 7.5%	34.8億円 100%	昭和61年度版特殊管材 市場の総点検と展望(上 巻)	甲C64・139～ 140頁
1983	58	販売実績 シェア	28.5億円 75.4%	5.6億円 14.8%	3.7億円 9.9%	37.8億円 100%	昭和61年度版特殊管材 市場の総点検と展望(上 巻)	甲C64・139～ 140頁
1984	59	販売実績 シェア	29億円 71.3%	6.3億円 15.5%	5.4億円 13.3%	40.7億円 100%	昭和61年度版特殊管材 市場の総点検と展望(上 巻)	甲C64・139～ 140頁
1985	60	販売実績 シェア	30.6億円 68%	6.8億円 15.1%	7.6億円 16.9%	45億円 100%	昭和61年度版特殊管材 市場の総点検と展望(上 巻)	甲C64・139～ 140頁
1986	61	販売実績 シェア	32億円 64%	7.7億円 15%	10.5億円 21%	50.2億円 100%	配管材市場のマーケティング ト・マニユアル	甲C65・86頁



(別紙 9) 「主要曝露建材」 各職種が主に曝露する原因となる石綿建材の種類

No.	建材名(一般名)	1 吹付工	2 エレベーター設置工	3 電工	4 塗装工	5 空調設備工	6 ダクト工	7 サッシ工	8 ブロック工	9 鉄骨工	10 溶接工	11 電気保安工	12 防災シャッター工	13 ALC工	14 現場監督	15 保温工	16 築炉煉瓦積工	17 配管工	18 左官	19 タイル工	20 大工・内装工	21 板金工	22 外装工	23 解体工・とび・はつり	24 防水工	
①	吹付け石綿	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●			●						○		
②	石綿含有吹付けロックウール	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●			●							○	
③	湿式石綿含有吹付け材	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●			●							○	
④	石綿含有吹付けパーミキュライト																								○	
⑤	石綿含有吹付けパーライト																								○	
⑥	石綿含有けいそう土保温材															●	●								○	
⑦	石綿含有けい酸カルシウム保温材															●	●	●							○	
⑧	石綿含有パーミキュライト保温材															●	●	●							○	
⑨	石綿含有パーライト保温材															●									○	
⑩	石綿保温材															●	●	●							○	
⑪	石綿含有けい酸カルシウム板第2種																								○	
⑫	石綿含有耐火被覆板																								○	
⑬	屋根用折板石綿断熱材																								○	
⑭	煙突用石綿断熱材																								○	
⑮	石綿含有スレートボード・フレキシブル板			●											●						●		●		○	
⑯	石綿含有スレートボード・平板			●											●						●		●		○	
⑰	石綿含有スレートボード・軟質板																									
⑱	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板																									
⑲	石綿含有スレートボード・その他																									
⑳	石綿含有スラグせっこう板																									
㉑	石綿含有バルブセメント板																									
㉒	石綿含有押出成形セメント板																									
㉓	石綿含有けい酸カルシウム板第1種			●											●						●				○	
㉔	石綿含有ロックウール吸音天井板																									
㉕	石綿含有せっこうボード																									
㉖	石綿含有パーライト板																									
㉗	石綿含有その他パネル・ボード																									
㉘	石綿含有壁紙																									
㉙	石綿含有ビニル床タイル																									
㉚	石綿含有ビニル床シート																									
㉛	石綿含有けい酸カルシウム床材																									
㉜	石綿含有ソフト巾木																									
㉝	石綿含有住宅屋根用化粧スレート																								●	
㉞	石綿含有ルーフィング																									
㉟	石綿含有窯業系サイディング																								●	
㊱	石綿含有建材複合金属系サイディング																								●	
㊲	石綿含有スレート波板・大波																								●	
㊳	石綿含有スレート波板・小波																								●	
㊴	石綿含有スレート波板・その他																								●	
㊵	石綿セメント管																									
㊶	石綿セメント円筒																	●								
㊷	石綿発泡体																									
㊸	混和材			●															●	●						

●:新築工事における主要曝露建材  
○:改修・解体工事における主要曝露建材

(別紙 10) 原判決分冊 2 の付加訂正

省 略